

令和5年（2023年）9月20日（水曜日）

第 3 号

令和5年第3回北海道議会定例会会議録

第3号

令和5年（2023年）9月20日（水曜日）

議事日程 第3号

9月20日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第20号及び報告第1

号ないし第6号

（質疑並びに一般質問）

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

1. 休会の決定

出席議員（99人）

議長 100番 富原 亮 君
副議長 81番 稲村 久男 君
1番 山崎 真由美 君
2番 石川 さわ子 君
3番 小林 千代美 君
4番 清水 敬弘 君
5番 板谷 よしひさ 君
6番 今津 寛史 君
7番 木下 雅之 君
8番 黒田 栄継 君
9番 小林 雄志 君
10番 高田 真次 君
11番 武市 尚子 君
12番 千葉 真裕 君
13番 角田 一 君
14番 鶴羽 芳代子 君
15番 戸田 安彦 君
16番 早坂 貴敏 君

17番 藤井 辰吉 君
18番 前田 一男 君
19番 水間 健太 君
20番 和田 敬太 君
21番 鈴木 仁志 君
22番 田中 勝一 君
23番 鶴間 秀典 君
24番 海野 真樹 君
25番 丸山 はるみ 君
26番 中村 守 君
27番 寺島 信寿 君
28番 水口 典一 君
29番 川澄 宗之介 君
30番 木葉 淳 君
31番 小泉 真志 君
32番 鈴木 一磨 君
33番 武田 浩光 君
34番 淵上 綾子 君
35番 宮崎 アカネ 君
36番 山根 まさひろ 君
37番 植村 真美 君
38番 佐々木 大介 君
39番 滝口 直人 君
40番 林 祐作 君
41番 檜垣 尚子 君
42番 宮下 准一 君
43番 村田 光成 君
44番 渡邊 靖司 君
45番 浅野 貴博 君
46番 安住 太伸 君
47番 内田 尊之 君

48番	大越農子君	85番	高橋亨君
49番	太田憲之君	86番	平出陽子君
50番	加藤貴弘君	87番	花崎勝君
51番	桐木茂雄君	88番	三好雅君
52番	久保秋雄太君	89番	村木中君
53番	佐藤禎洋君	90番	吉田祐樹君
54番	清水拓也君	91番	田中芳憲君
55番	千葉英也君	92番	松浦宗信君
56番	道見泰憲君	93番	中司哲雄君
57番	船橋賢二君	94番	藤沢澄雄君
58番	丸岩浩二君	95番	村田憲俊君
59番	笠井龍司君	96番	吉田正人君
60番	中野秀敏君	97番	喜多龍一君
61番	池端英昭君	98番	伊藤条一君
62番	菅原和忠君	99番	高橋文明君
63番	中川浩利君	欠席議員（1人）	
64番	畠山みのり君	80番	市橋修治君
65番	沖田清志君	<hr/>	
66番	笹田浩君	出席説明員	
67番	白川祥二君	知事	鈴木直道君
68番	新沼透君	副知事	浦本元人君
69番	阿知良寛美君	同	土屋俊亮君
70番	田中英樹君	同	濱坂真一君
71番	中野渡志穂君	公営企業管理者	天沼宇雄君
72番	真下紀子君	病院事業管理者	鈴木信寛君
73番	荒当聖吾君	総務部長 兼北方領土対策 本部長	山本倫彦君
74番	森成之君	総務部職員監	谷内浩史君
75番	赤根広介君	総務部危機管理監	古岡昇君
76番	佐藤伸弥君	総合政策部長	三橋剛君
77番	池本柳次君	総合政策部 次世代社会戦略監	水口伸生君
78番	滝口信喜君	総合政策部 兼地域振興監	菅原裕之君
79番	松山丈史君	総合政策部 交通企画監	宇野稔弘君
82番	梶谷大志君		
83番	北口雄幸君		
84番	広田まゆみ君		

環境生活部長	加納孝之君	総務課長	岡内誠君
環境生活部 アイヌ政策監	相田俊一君		
保健福祉部長	道場満君	選挙管理委員会 事務局 局長	上田哲史君
保健福祉部 感染症対策監	佐賀井裕一君		
保健福祉部 子ども応援社会 推進 監	野澤めぐみ君	人事委員会 事務局 局長	佐藤則子君
経済部長	中島俊明君	警察本部長	鈴木信弘君
経済部観光振興監	榎信彦君	総務部長	尾辻英一君
経済部食産業振興監	仲野克彦君	交通部長	奥村耕治君
経済部 ゼロカーボン推進監	今井太志君	総務部参事官 兼 総務課 局長	鈴木直人君
農政部長	水戸部裕君		
農政部 食の安全推進監	野崎直人君	労働委員会 事務局 局長	田辺きよみ君
水産林務部長	山口修司君		
建設部長	白石俊哉君	監査委員事務局 局長	佐藤隆久君
建設部建築企画監	細谷俊人君		
会計管理者 兼 出納局長	森隆司君	収用委員会 事務局 局長	表谷吉恭君
企業局長	辻井宏文君		
道立病院部長	岡本收司君	議会事務局職員出席者	
財政局長	木村敏康君	事務局 局長	佐々木徹君
財政課長	松林直邦君	議事課 局長	本間治君
		議事課長補佐	松村伸彦君
教育委員会教育長	倉本博史君	議事係 局長	小倉拓也君
教育部長 兼 教育職員監	北村英則君	議事課 主任	古賀勝明君
学校教育監	山本純史君	同	成田将幸君

午前10時2分開議

○議長富原亮君 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔本間議事課長朗読〕

1. 本日の会議録署名議員は、

小 泉 真 志 議員

鈴 木 一 磨 議員

武 田 浩 光 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第20号及び報告第1号ないし第6号

（質疑並びに一般質問）

○議長富原亮君 日程第1、議案第1号ないし第20号及び報告第1号ないし第6号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

池本柳次君。

○77番池本柳次君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、北海道結志会を代表して、知事の基本姿勢と当面する道政の諸課題などにつきまして、知事及び教育長に順次質問してまいります。

初めに、知事の基本姿勢に関し、北海道総合計画について伺います。

8月22日、道は、有識者でつくる北海道総合開発委員会に、おおむね10年間の道政運営の指針となる北海道総合計画の次期計画の策定を諮問し、計画部会で骨子について審議されたと承知しています。

総合開発委員会や計画部会では、地域の現状がどうなっているのかを押さえた上で基本方向を検討すべきといった意見が出されましたが、地域ごとに人口減少、少子・高齢化の状況が異なっているデータも示されていることから、広域自治体として、地域の実情に寄り添った政策が一層重要になると考えます。

このような中、このたび示された骨子案の地域づくりの基本方向では、現行の総合計画と同様に、「個性と魅力を活かした地域づくり」と「様々な連携で進める地域づくり」の二つの基本的な視点を掲げ、六つの連携地域、14振興局地域を計画推進上のエリアとして設定しています。

大きな社会経済情勢の変化や、10年後の北海道の将来展望も踏まえ、新たな計画を策定するのであれば、地域の課題解決や活性化を地域づくりの方向性としてしっかり掲げ、着実に取組を進めていかなければなりません。

そのためには、例えば、共通する課題を抱えるエリア、地域住民の生活経済圏エリア、広域的な観光ルートを形成するエリアなど、これまでのエリアにとらわれない多様な連携も必要ではないかと考えます。

そこで、年内を目途としている新たな総合計画素案の策定に当たっての道の考え方について伺うとともに、特に地域づくりの基本方向についてどのような考え方で取りまとめていくのか、知事の所見を伺います。

次に、地震・津波対策について伺います。

今年は、1923年に発生した関東大震災から100年の節目に当たり、連日のように特集が組まれ、報道されているところであります。

また、道内に目を向けますと、30年前には、日本海で発生した地震としては最大級である北海道南西沖地震が、20年前には十勝沖地震が、また、記憶に新しい5年前には、道内で初めて震度7を観測し、大規模な土砂崩れや地盤の液状化、ブラックアウトなどの大きな被害をもたらした胆振東部地震など、これまで道内では大規模な地震や津波が数多く発生しています。

道では、発生が切迫している日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害を減少させるための減災計画を策定し、想定される死者数を10年間で8割減少させる目標を掲げ、防災・減災対策に取り組んでいると承知をしております。

日本海やオホーツク海においても、既に道が公表した津波浸水想定によりますと、これら地域における最大津波高は、日本海で26.9メートル、オホーツク海で10メートルとなっているほか、冬季に巨大な地震が発生しますと、オホーツク海では、津波により流氷が押し寄せ、相当な被害が生じることも予想されます。

周囲を海に囲まれている本道では、いつどこで地震や津波が起こるか分かりません。そこで、日本海やオホーツク海における防災対策について、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、避難が困難な地域の解消について伺います。

今年度、道では、太平洋沿岸の特別強化地域に指定された39の市町に対して助成制度を創設し、津波避難タワーや避難路といった避難施設などの整備を支援しておりますが、その現状と見通しにつきまして伺います。

また、津波から命を守るためには、迅速かつ的確な避難行動を取る必要がありますが、太平洋沿岸地域では、JRの線路を越えて避難する場合の対策が喫緊の課題となっているという地域の声が多くあります。

法令上の規制により、線路の横断が難しいことは承知しておりますが、住民の安全を確保した上で円滑な避難が可能となるよう、国やJR北海道に強く働きかけるべきと考えます。知事の所見を伺います。

次に、医療、介護の人材不足について伺います。

まず、医師偏在の現状認識についてであります。

地方での医師不足は、年々厳しさを増しております。直近の医師、歯科医師、薬剤師統計によりますと、根室管内では医師数1人増で10万人当たり98.9人、日高管内は9人増で同じく118.3人、宗谷管内は3人減で同じく101.4人となっており、こういった地域では、産科、小児科、精神科、救急などの維持が難しくなっている現状にあります。

また、北海道医師確保計画が策定されました当時の医師偏在指標は224.7で、全国29位でありましたけれども、本年公表された指標は233.8であり、全国30位となっているほか、道内の2次医療圏における医師偏在指標の最大値と最小値の差は拡大しており、医師偏在傾向が一層強まっております。

知事は、厳しさを増す地方の医療の現状をどのように認識し、医師偏在の解消に今後どのよう

に取り組んでいくのか、見解を伺います。

次に、医療計画などについて伺います。

医療計画や医師確保計画など、医療法に基づく計画について、令和6年4月からの次期計画策定に向けまして、検討が進められていると承知しています。

医師不足に加え、医師偏在傾向が一層強まっている中、医師の働き方改革への対応が求められているほか、新興感染症への対応など、新たな課題も生じています。

地域医療の確保を目的とする医療計画などの次期計画では、こうした課題にどのように対応していく方針なのか、検討状況について伺います。

続いて、介護人材の確保について伺います。

高齢化が進む北海道において、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる2025年が目前に迫る中、介護を必要とする高齢者は今後も増加すると見込まれています。

こうした高齢者の方々が、住み慣れた地域で質の高い介護サービスを受け、自分らしい生活を営むためには、介護人材の確保が喫緊の課題ではありますが、都市部と地方を問わず、人材確保に苦慮しており、少子化などによる生産年齢人口の減少も踏まえ、中長期的な視野を持って人材確保に取り組んでいく必要があると考えます。

人材確保策は、現行の介護保険事業支援計画において、推進方策の重要な柱として様々な具体的取組が行われているほか、現在、道では、第9期介護保険事業支援計画の作成に向けた検討を進められていると承知しています。

中長期的に介護人材を確保するためには、介護職場のイメージアップや、将来の担い手である子どもや若者へのアプローチがますます重要になると考えますが、介護に対する理解の促進を図るためにどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、予防体制の整備についてであります。

道では、今年度中に、感染症法に基づき、次期感染症予防計画の策定に取り組んでいるものと承知しております。

策定に当たり、国では、これまでの感染症の発生の予防及び蔓延の防止のための施策に関する事項、地域における医療を提供する体制に関する事項に加え、新たに、病原体等の検査体制に関する事項、感染症患者の移送の体制確保のほか、平時からの保健所における体制の確保など、記載事項を大幅に充実すると承知しております。

また、国においては、9月1日付で内閣感染症危機管理統括庁を新たに設置し、平時の準備、感染症危機発生時の初動対応、政府対策本部の事務等に係る政府全体の方針立案や行政各部の総合調整機能を一元的に所掌することとされたほか、厚生労働省におきましても、同日付で、平時からの感染症対応能力の強化に向け、感染症対策部が新設されたと承知しております。

道においても、次の感染症危機に備えるため、平時から危機管理体制を整備しておくことが重要と考えます。

特に、保健所の体制整備につきましても、人的、物的な充実強化が図られるべきと考えます

が、道の感染症危機管理体制についてどのように充実強化を図っていく方針か、知事の所見を伺います。

次に、困難な問題を抱える女性への支援についてであります。

最初に、基本計画の策定について伺います。

DVや性暴力など、女性が抱える課題は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、さらに多様化、複雑化、複合化しております。

女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現を目指し、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、いわゆる困難女性支援法が昨年5月に議員立法で成立し、2024年4月1日より施行されます。

困難女性支援法に基づく新たな女性支援を実効性のあるものとするため、法の基本理念を踏まえた基本計画の策定などが都道府県の責務として求められていますが、どのように取り組むのか、知事の見解を伺います。

次に、女性相談援助センターと民間団体との連携等について伺います。

これまでの支援体制は、道立女性相談援助センターをはじめ、NPO法人などの民間団体が、保護や自立のための相談、一時保護などを担ってきたと承知しています。

困難女性支援法では、公的機関と民間団体の連携強化が柱の一つとなっており、道としても、一層、民間団体との連携を強化すべきと考えますが、今後どのように取り組むつもりなのか、伺います。

次に、再生可能エネルギー開発について伺います。

まず、蘭越の事案に対する受け止め方についてであります。蘭越町における蒸気噴出事故においては、住民の健康被害や心の不安、農作物への風評被害、環境への影響など、様々な懸念の声が高まっています。

また、事業者が噴出を防ぐ装置を取り付けていなかったことなど、安全対策の不備も明らかになっています。

この事業者は、2017年に、ニセコ地域地熱資源開発調査の際、樹木を伐採し損傷させたことにより、調査事業費助成金の交付を取り消された経緯もあり、住民の懸念の声は当然でありますし、これまでの道の指導責任も問われています。

また、小樽市と余市町にまたがる国有林で計画されていた陸上風力発電所事業は、小樽市が生態系や景観への影響、土砂災害の懸念などを理由として反対を表明したことなどによりまして、中止されました。

ゼロカーボン社会の実現を目指す北海道においては、再生可能エネルギー開発に当たっては、環境や周辺産業への配慮、住民の理解を前提に進めていくべきと考えますが、今後どのように対応するのか、伺います。

次に、GX投資などについて伺います。

一方で、脱炭素社会に向けたグリーントランスフォーメーション、いわゆるGXの投資を呼び

込むため、チーム札幌・北海道が設立されました。

世界中からGXに関する情報、人材、資金が北海道札幌に集積する、アジア、世界の金融センターの実現に向けた産学官から成るコンソーシアムであり、今後、再生可能エネルギー開発などに対する投資拡大が期待されるところであります。

政府は、今後10年間で150兆円のGX投資を官民で見込んでおり、そのうち、最大40兆円程度を北海道に呼び込みたいとしております。

知事は、北海道は国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルがある、今後、できる限り投資を呼び込み、GXで革新的な北海道、札幌の事業展開を加速させていきたいと、意気込みを語っておられます。

しかし、こうした取組により、北海道の適地周辺が洋上風力発電施設で囲まれ、内陸地域は太陽光パネルで埋め尽くされるといった心配もあります。

このため、GX投資におきましては、環境や社会経済活動に十分配慮した開発が選定されるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、雇用・人材対策基本計画についてであります。

道では、令和2年に策定した北海道雇用・人材対策基本計画が本年度で終了するため、新たな計画の策定に向けて検討を進めているものと承知しています。

雇用情勢を見ると、有効求人倍率が令和4年度に3年ぶりに1倍を上回っており、建設や介護等、幅広い業種におきまして人手不足が深刻化しています。

新型コロナウイルス感染症や原油、原材料の価格高騰の影響のほか、ラピダスの進出による次世代半導体の拠点形成など、本道経済に影響を及ぼしている様々な課題や情勢変化がある中、次期計画の策定に当たってはどのような考え方で検討を進めていくのか、所見を伺います。

次に、観光税について伺います。

観光税の導入に当たっては、現在、有識者懇談会で税額の引上げを求める声もあるなど、引き続き、税制度の設計について議論がされているものと承知しております。

新税の用途につきましては、高度化、多様化する観光ニーズなどの行政需要に応じた観光施策に活用されるべきものであることをしっかりと論議することが重要であります。

そこで、道の観光振興に見合った事業費の規模感をどの程度と考えているのか、また、導入スケジュールにつきましては、知事の任期中にと考えておられるのか、所見を伺います。

次に、景気・経済対策についてであります。

今定例会に提案された経済対策は、さきに議決された予算の見込み違いを補うだけのものであり、決して胸を張れる価格高騰対策とは言えないのではないのでしょうか。

このような中、国は、ガソリン価格対策の継続を含め、国民生活を応援する大胆な政策を実行するとし、10月中旬にも召集する臨時国会に補正予算案を提出する考え方を示しました。

道におきましても、国の対策に呼応し、早急に景気・経済対策を措置すべきと考えます。臨時会の開会も視野に入れておられるのか、どのようなスケジュールで対応しようとしておられるの

か、所見を伺います。

次に、道政の諸課題に関し、まず、知事公館・近代美術館エリアの在り方について伺います。

歴史ある知事公館や、本道の芸術文化振興の中核を担う近代美術館があるエリアは、緑地や樹木が豊かな自然環境があふれる潤いのある空間となっております。特に、知事公館は、昭和11年の建築であり、文化財保護法に基づく登録有形文化財に指定されております。

また、敷地の約半分は、北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区に指定されているなど、単なる商業ビルであるプレスト1・7とは全く異なり、その在り方検討に当たっては、広く道民の意見を聞くことはもちろん、地域住民や有識者などの声も聞きながら、丁寧に検討していくことが必要と考えます。

知事は、知事公館・近代美術館エリアの活用に関し、来年度にも活用構想を策定するとのことでありますが、どのように進めていくのか、スケジュールも含め、伺います。

次に、地域交通問題について伺います。

丘珠空港の滑走路延長について、7月31日、札幌市は、市議会において2030年に滑走路延伸を目指す旨と明らかにしたと承知しています。

一方で、空港周辺に住み、日々、その騒音に悩まされ、予測不能な事故への不安を抱えながら生活している多くの住民の声もあります。

今回の札幌市の意向表明に対し、知事は、どのように受け止めておられるのか、また、今後どのように対応する考えか、伺います。

次に、貨物輸送・並行在来線問題について伺います。

国土交通省、道、JR北海道、JR貨物の4者は、7月26日、北海道新幹線の札幌延伸時に、JR北海道から経営分離される並行在来線函館一長万部間につきましては、貨物輸送を維持するとの方向で一致したと承知しています。

協議では、鉄道貨物を維持するには解決すべき課題が多岐にわたっており、最終的な結論を得るためには、有識者を含めた新たなる検討が必要との考え方が示されたところでもあります。

今後、鉄道施設の保有主体や費用負担、鉄道輸送などを担う要員の確保といった点を整理していく必要がありますが、現状においても、道南いさりび鉄道に対する運行経費などに対する補填や、今定例会に提案された臨時的支援などを見ると、路線維持などに関しては非常に厳しい状況が予想されます。

このため、貨物鉄道の維持存続に当たっては、全国に農産品を供給している北海道として、物流ネットワークの維持に向け、国に対して相応の負担を求めるなど、覚悟を持って臨まなければならないと考えますが、協議に臨むに当たり、知事の決意を伺います。

次に、黄線区問題についてであります。

JR北海道が単独で維持することが困難とされた線区、いわゆる黄線区の維持存続について、今年度は、国がJR北海道に対して発出した監督命令に基づき、これまでJRと沿線自治体とで取り組んできたアクションプランの最終年でもあります。

今後、国において総括的検証が行われるとされておりますが、地域では、これまで利用促進などの取組が進められてきた中で、ただでさえ厳しい環境の路線に、さらに追い打ちをかけるようなコロナ禍が3年間も続いた状況を踏まえると、この5年間の取組に対する検証作業が果たして意味のあるものとなるのかは疑問であります。

知事は、7月28日の記者会見で、総括的な検証自体は行うスケジュールになっているといった趣旨の発言をされており、また、同日開催した黄線区の沿線自治体との意見交換の場でも、総括的検証に当たっては、コロナ禍などの実情を考慮するよう国に働きかけてほしいとの声があったと聞いております。

総括的な検証に当たっては、現時点で国から具体的な方向性は示されておきませんが、国の監督命令はコロナ禍前のことですので、当然、検証を進めるには、コロナによる影響は配慮されるべきと考えますが、知事の認識について伺います。

また、国に対してもこの点を強く求めるべきと考えますが、今後の対応についても併せて伺います。

次に、文化遺産の活用について伺います。

北海道博物館では、7月22日から、ユネスコ世界遺産登録を記念して、特別展「北の縄文世界と国宝」を開催しており、遺跡群の価値や魅力などが分かりやすく紹介されているほか、本年6月、国内最古の国宝と指定された白滝遺跡群から出土する黒曜石の石器や、平成19年に国宝指定された中空土偶をはじめ、国指定重要文化財も一堂に公開しており、大変すばらしい内容となっております。

7月27日には、知事も観覧され、縄文遺跡群に対し、世界遺産登録2周年を記念して、道内他地域への効果の波及を図り、文化遺産の保存、活用と地域振興との好循環を生み出すべく取組を進めるとのコメントを出されました。

知事は、縄文遺跡群の活用を地域振興につなげていくため、どのように取組を進めていくか、考え方をお伺いいたします。

次に、鳥獣被害対策について伺います。

道内に生息するヒグマは、1990年代から30年間で約2倍に増えたと推定されています。このような状況を受け、令和3年度には統計上最多の1056頭を捕獲したほか、今年の春からは春期管理捕獲を開始するなど、対策に取り組んでいるものと承知しています。

また、研究者でつくるヒグマの会から今後10年間の方策をまとめた提言があり、現場で対応できる専門知識を持った人材を地域ごとに配置する必要性などが提言されています。

しかし、春期管理捕獲を再開した程度では、ヒグマの増加に歯止めがかからないのではないのでしょうか。

また、地元ハンターに頼った駆除では、ハンターの高齢化などから捕獲従事者の確保が追いつかず、適正頭数の駆除ができないのではないのでしょうか。さらに、報酬も市町村任せのままではいいのかという問題も、過去から何度も言われています。

一方で、近年、エゾシカによる被害も増加しており、生息数も増加傾向にあると承知していますが、野生動物を適切に管理するためには、生息数を適正な水準に抑え込むことが肝要であり、そのためには、生息数を正確に把握し、計画的な生息管理を行うべきと考えます。

この際、生息数の把握、適正頭数の管理計画、そして道自らが捕獲できるような体制づくりなど、抜本的な取組を進めることが重要と考えますが、野生鳥獣被害に対し、今後どのように取り組む考えか、伺います。

次に、道産品の輸出戦略について伺います。

昨年——2022年の道産食品の輸出額は、現行戦略の目標水準である1500億円を1年前倒して達成し、1602億円になる見込みとなりました。関係者のこの間の努力に敬意を表するものであります。

その主な理由は、中国向けホタテガイやナマコなど、水産物を中心とした増加によるものと承知しています。

現行戦略では、品目の多様化や輸出先国・地域の拡大を展開方針として取り組んできたものと承知していますが、その結果をどのように評価分析しているのか、伺います。

次に、次期戦略について伺います。

輸出品目については、ホタテに偏っており、輸出先も中国や香港などに集中するなど、今般の中国の対応のように、国際情勢の変化によっては、危機的な状況になることが現実問題として起こっています。

一国集中によるリスクは避けなければならない、品目や輸出先国・地域などの拡大が重要と考えますが、このたびの中国の措置を踏まえ、次期戦略ではどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、処理水の海洋放出の影響について伺います。

A L P S 処理水の放出開始を受け、中国政府は、日本産水産物の全面的な輸入停止措置を開始したところであります。

道内で水揚げされたホタテガイやナマコは、主に中国に輸出されており、7月から開始された中国の輸入水産物に対する放射性物質の全量検査に続き、今回の輸入停止措置が継続されることで、国内在庫が増加し、産地価格の下落を招くなど、漁業者の経営だけではなく、地域経済へも大きな影響を及ぼすと考えられます。

このような事態を受け、国は、A L P S 処理水の海洋放出以降の中国などの対応を踏まえた総額1000億円を超える、水産業を守る政策パッケージを公表したところでありますが、このたびの中国の措置に対し、道としてどのように対応するのか、知事の所見を伺います。

次に、データセンターについて伺います。

データセンターの誘致に当たっては、豊富な再生可能エネルギー、冷涼な気候、広大で安価な土地など、本道の優位性を生かした取組を行っており、セミナーでは知事自身がプレゼンを行うなど、積極的な誘致活動を行っていることと承知しています。

そうした中、本年5月には、国が、デジタルインフラ整備に関する有識者会合中間取りまとめ2.0におきまして、北海道を東京圏、大阪圏に次ぐデジタルインフラ整備の中核拠点として位置づけるとともに、補助金による支援の必要性についても言及するなど、その誘致に追い風が吹いているものと考えます。

このように立地に向けた環境が整いつつあることから、今後、道内においてさらなる立地が期待される場所ではありますが、現在は、一部、旭川市や北見市など、道央圏以外にも立地されてはいるものの、依然としてその多くが道央圏に偏っております。

データセンターが立地されることにより、その周辺には施設を活用するデジタル関連産業の進出が期待されることなどから、全道各地に広げていくことが重要と考えますが、道として、今後、データセンターの全道各地への拡大に向けてどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、アドベンチャートラベルについて伺います。

先週、アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本が開催されました。

今回のサミットは、知事を会長とする実行委員会がホストとなり、委員会を構成する国や経済団体、自治体などと連携し、準備が進められ、期間中は、道内外で様々な体験ツアーが開催されるとともに、メイン会場である札幌コンベンションセンターなどでも、商談会や北海道のPRが行われたところであります。

そこで、今回のサミットが北海道のアドベンチャートラベルにどのような効果をもたらすのか、伺うとともに、アドベンチャートラベルに対する機運の盛り上がりは今後とも継続するためには、サミット終了後も関係機関と連携し、オール北海道で取り組むべきと考えますが、所見を伺います。

次に、どさんこプラザについてであります。

北海道の公式アンテナショップであるどさんこプラザは、7月に18店舗目となる新宿店が開設されました。

平成11年に有楽町に店舗を開設して以来、24年が経過していますが、ここ数年はこれまでにないペースで出店を進めており、現在、国内では、札幌、倶知安、函館の道内3店舗を含む15店舗、海外では、シンガポールに2店舗、タイのバンコクに1店舗を設置しています。

そこで、これまでの配置の考え方やその果たす役割についてどのように考えているのか、伺います。

また、現在までに店舗がない九州、四国などの圏域に対する今後の店舗展開はどのように考えているのか、伺います。

次に、電通北海道の過請求問題についてであります。

電通北海道は、道から受託した新型コロナウイルス対策関連のコールセンター業務で約1億5000万円を過大に請求していたことが発覚しました。

会計検査院による実地検査の際、会計検査院から道に対し、電通北海道のコールセンター業務

に係る勤務実績などに関する証拠書類を追加提出するよう指示があり、電通北海道が提出書類の精査を行う中で、過大請求の報告があったとのことであります。

道は、完了検査でその実態を見抜けず、さらには、エグゼ社から、禁止されている再々委託がされていることも見抜けませんでした。こうした道の対応について、知事は、どのように受け止めているのか、また、今後、再発防止に向けどのように対応する考えか、伺います。

次に、農業問題について伺います。

まず、食料・農業・農村基本法の改定についてであります。

1999年に現在の食料・農業・農村基本法が制定されてから25年ぶりに改定されます。この25年間で、世界人口の大幅な増加、米中対立やロシアのウクライナ侵攻などによる世界情勢の不安定化など、食料、農業、農村をめぐる環境は大きく変化しています。

一方、日本国内においては、本格的な人口減少社会の到来、国際社会における食料購買力の低下が懸念されており、このような背景から、基本法見直しの中では、食料安全保障の観点を中心に論議が進められ、国内の食料生産基地である北海道への期待や役割の重要性は、今後ますます高まっていくものと考えます。

しかしながら、道内の農業就業人口は、この25年間で半減し、今後とも大幅に減少することが予想されています。将来にわたり本道農業が持続的に発展していくためには、農業就業人口を維持確保し、農村を維持していくことが重要であります。

新たな基本法における農業者の維持確保に関する位置づけや、道としての取組について伺います。

次に、放牧畜産について伺います。

酪農経営に放牧を取り入れることは、本道の恵まれた自給飼料基盤を最大限活用するとともに、新規就農時に課題となる高額な初期投資を抑制し、円滑な経営継承を図ることができ、また、飼料生産や給与、家畜排せつ物処理などの省力化や労働時間の低減など、ゆとりある経営の展開にも期待が持てるものであります。

現に、私の選挙区である十勝管内では、放牧主体で牛舎のない低コスト経営を展開している酪農家があり、そこでは、地域の気候や土壌に適合した、将来にわたって持続可能な酪農が追求されています。

最近の飼料価格の高騰の状況を見ても、こうした放牧酪農の取組は、今後の本道酪農を考える上で参考になると考えますが、道の認識と今後の取組について伺います。

次に、情報通信環境整備対策についてであります。

農業、農村においては、担い手の減少、高齢化などの諸課題を解決する方策の一つとして、ICTの活用に対する期待が高まっています。

例えば、十勝農業改良普及センター十勝西部支所が参画した、キャベツのロボット収穫機の国の実証事業によれば、延べ作業時間の短縮につながるなど成果が出ており、道においても、スマート農業の推進を施策の柱に掲げ、取り組んでいるものと承知しています。

一方で、GNSSガイダンスなどを的確に稼働させるためには、通信環境が整っている必要がありますが、その基盤となる情報通信インフラは必ずしも十分とは言えない状況であり、地域間格差が広がる要因の一つとなっていると考えます。

このため、スマート農業の一層の普及促進に向け、情報通信対策が必要不可欠と考えますが、道はどのような取組をしようとしているのか、伺います。

次に、地球温暖化問題と森林の再生について伺います。

十勝管内にある人造湖の糠平ダムでは、今年の猛暑により、貯水量は湖底が見えるゼロに近い状況にあります。川下に当たる海では、年々、河川の水量が減少し、海水を冷やす役割の低下により、近海での漁業に影響が出ていると、漁業関係者から対策を求める声が寄せられています。

森林は河川を通じて海につながっており、水とともに山の栄養分や有機物が海に運ばれ、豊かな海を育んでいます。古くから森林と海のつながりは大切にされ、道内でも30年以上前から、漁業組合の女性部の手により植樹などの取組が行われてきています。

海水温の上昇を抑え、ミネラルやプランクトンの供給を図るためには、河川の水量を安定的に保つことが有効であり、求められる具体策としては、川上の水源地周辺に保水力を高める多様な森林づくりを行うことが重要であります。

道内の森林面積は全国の森林面積の22%を占めており、地球温暖化防止対策の推進を図るためにも、長期的な視点を持った森林づくりや保水力を高める森林づくりなどを進める必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

次に、治山事業による流木対策の推進について伺います。

道内各地で観測される記録的な豪雨の発生回数は、長期的に増加傾向にあり、毎年のように山地被害が発生し、今後、斜面崩壊などの山地災害発生リスクがより一層高まることが懸念されています。

山地災害に伴い発生する流木は、森林内にとどまらず、河川を通じて下流域の漁場などへ流出し、被害を及ぼすことがあり、道内でも、十勝地域など太平洋沿岸で海へ流出した流木が海岸へ漂着し、漁業生産活動に支障が生じる事態が発生しています。

森林を守ることは海を守ることもつながるという考え方の下で、流木による被害を未然に防止するために、健全な森林づくりはもとより、山地災害によって倒れた樹木が海に流出しないよう、スリットダムの整備を推進すべきと考えますが、これまでの整備状況と今後の道の対応について伺います。

次に、陸上養殖の推進についてであります。

我が国における漁業、養殖業の生産量は、減少傾向で推移している中で、養殖業につきましては、全体に占める割合で2割強の生産を維持しているというところであります。

一方、世界では、全漁業生産約2億2000万トンの半数以上となる1億2000万トン強が養殖業によって生産されており、その8割は、中国ほかアジア圏における淡水魚養殖や藻類養殖であります。国を挙げて行われているノルウェーやチリのサーモン養殖は、堅調な成長が見られるな

ど、養殖業は世界の漁業生産を支えています。

こうした情勢を踏まえると、今後の世界的な人口増加に伴う食料不足に対応するため、また、本道水産業の成長産業化を図っていくため、新たに取り組むべき養殖業への期待は一層高まっていくものと考えます。

特に、養殖の中でも、陸上養殖については、私有地で実施可能であることなどから、近年、全国各地で取組が活発化しており、本道でも、サケ・マス類やフグ、アワビなどの試験的な養殖が行われていると承知しています。

道では、今後、陸上養殖についてどう取り組んでいく考えか、伺います。

次に、住宅分野の脱炭素化の推進についてであります。

住宅分野では、ゼロカーボン北海道推進基金を活用し、住まいのゼロカーボン化推進事業が開始されたと承知しています。

寒冷で暖房エネルギーの消費が多い本道の地域特性を考えますと、住宅分野での省エネ化や再生可能エネルギーの活用を促進することは極めて重要であり、こうした事業を積極的に推進し、全道的な取組としていくことが必要と考えます。

今後どのように取り組んでいかれるのか、伺います。

次に、教育問題に関し、まず、全国学力・学習状況調査結果について伺います。

最初に、これまでの調査結果に対する受け止め方について伺います。

全国学力・学習状況調査は、平成19年より始まり、今年度で17年目となります。

今年度は、平均正答率が全国平均に達していないものの、調査開始以来、差が初めて全ての教科で2ポイント以内となるなど、改善傾向が見られ、着実に全国平均に近づいており、これまでの関係者の御努力に敬意を表するものであります。

道教委としては、17年間の経緯を踏まえ、これまでの道内の学力の状況をどのように評価し、今後どう取り組むのか、所見を伺います。

次に、地域間格差の是正についてであります。

調査結果を見ると、教科によっては、札幌市と札幌市を除く市町村の平均正答率の差が出ています。また、全国の調査結果からも、大都市ほど平均正答率が高い傾向が見られています。全国の平均正答率との差を縮めることも重要ですが、格差是正も急務であると考えます。

道教委として、格差是正についてどのような見解をお持ちなのか、また、今後どのように取り組むのか、伺います。

次に、暴力などのいじめから子どもを守るための取組について伺います。

いじめ防止対策推進法が2013年に成立し、今年で10年が経過し、2013年に18万件あった全国でのいじめの認知件数は、2019年には61万件と、約3倍に増加しています。

2020年に自殺した道立高校生へのいじめについて、道教委の第三者委員会が調査した結果、加害生徒は調査に協力しておらず、さらに、重大事態の発生報告まで10週間かかるなど、道教委や学校の対応も遅れていたことが明らかになっています。

2019年、道内での重大事態は少なくとも14件あるなど、深刻な状況にあります。

そこで、暴力などのいじめから子どもを守るためにどのように取り組むのか、知事及び教育長に伺います。

次に、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーについてであります。

いじめや不登校など、生徒指導の課題が複雑化、深刻化する中、その加害や被害をなくすためには、校内で子どもの心のケアを行うスクールカウンセラーや、学校と家庭、専門機関をつなぎ、子どもを支援するスクールソーシャルワーカーの配置及び増員が喫緊の課題であります。

スクールカウンセラーは心理に関する専門家、スクールソーシャルワーカーは福祉的な専門家であり、教員とともに働くことで早期介入による課題の深刻化の防止や教員の精神的負担の軽減などの効果が期待できるものでありますが、一方で、会計年度任用職員という不安定な雇用は増員のネックとなっており、持続可能な制度にすることが課題と考えます。

道教委として、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置、増員についてどのように考え、どのように取り組んでいくのか、伺います。

最後に、インクルーシブ教育システムについて伺います。

国連において、障害者権利条約に基づく日本の政策の審査が初めて行われ、昨年9月、インクルーシブ教育の権利を保障すべきという勧告がありました。

文部科学省が2012年に出した報告、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進においては、インクルーシブ教育システムでは、可能な限り、障がいのある子どもとない子どもが同じ場で共に学ぶことを目標とすべきとされています。

こうした中、現状を伺うと、ほとんどの小中学校、高校に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍するようになり、これらの学校では、障がいの状態などに応じた適切な支援や必要な配慮が行われるようになってきたとのことです。

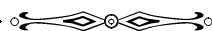
しかし、一方で、学校の対応が困難なことなどを理由に、子どもや保護者が希望とは別の場を選ばざるを得ないケースがあるとの声もあります。北海道全体でインクルーシブ教育システムの理念が行き渡っていないのではないかと危惧するところでもあります。

障がいのある子どもの就学に当たって、あるべき姿をどのように捉えておられるのか、また、そのためにどのように取り組むのか、知事及び教育長に伺います。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩



午前10時53分開議

○議長富原亮君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）北海道結志会、池本議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、新たな総合計画についてであります。道では、新たな計画策定に向け、人口減少や経済、産業をはじめとする本道を取り巻く社会経済情勢について、2030年代半ばの将来の展望を共有した上で、北海道が目指す姿とその実現に向けた政策展開の方向性について、成長や潜在力の発揮、重要課題への対応、各地域の発展といった三つの視点を基本に、具体的な検討を進めております。

こうした中、地域づくりの基本方向の取りまとめに当たっては、社会経済情勢の変化に対応しながら、各地域の特性や、豊かな森林、エネルギー、食料などのポテンシャル、地域資源を活用した取組を進めていくとともに、行政サービスの内容や地域の実情に応じて、様々な連携により、地域課題の解決や魅力ある地域づくりを推進していくことにより、地域の持続的な発展を本道全体の活性化につなげていく視点が必要と考えております。

道としては、こうした考えの下、地域住民や市町村の皆様からも直接御意見を伺いながら、北海道総合開発委員会の御審議を経た上で、次の定例会に向けて、計画の素案をお示ししてまいります。

次に、日本海・オホーツク海沿岸における防災対策についてであります。四方を海に囲まれている本道では、海溝型地震の発生が切迫しているとされる太平洋沿岸だけでなく、その他の沿岸においても、地震、津波に備えた防災対策に取り組んでいく必要があります。

このため、道では、令和4年3月に太平洋沿岸、同年6月に日本海沿岸の津波災害警戒区域の指定を完了し、現在、オホーツク海沿岸の指定に向けた取組を進めているところであります。

また、市町村における防災対策の立案と推進に活用できるよう、被害想定と減災目標を順次策定することとし、今月から、日本海沿岸とオホーツク海沿岸に関して、北海道防災会議のワーキンググループで議論を始めたところであり、流氷の影響など、それぞれの地域の特性も踏まえた検討が進むものと考えております。

道としては、こうした検討のほか、引き続き、国、市町村、防災関係機関と連携協力し、各種訓練を実施するとともに、防災教育の充実を図るなどしながら、地震・津波対策を推進してまいります。

次に、医師の確保についてであります。広域分散で医療資源の偏在が著しい本道では、医師の地域偏在の是正は喫緊の課題であると認識しています。

このため、道では、これまで、医育大学に設置する地域医療支援センターからの常勤医の派遣、地域枠医師や自治医科大学卒業医師の配置のほか、都市部の病院からの緊急・臨時的な医師の派遣などに取り組んできたところであり、現在、地域枠制度については、地域からの派遣希望が多い診療科を医師が選択する仕組みづくりなどについて検討しているところであります。

道としては、次の医師確保計画の策定に向け、幅広い観点から医療対策協議会で御議論いただきながら、より効果的かつ実効性のある施策の推進に努め、地域医療を担う医師の確保に取り組んでまいります。

次に、介護に対する理解の促進についてであります。介護人材を確保するためには、多くの方々に介護の仕事への関心を持っていただけるよう、福祉や介護に対する理解の促進を図ることが重要であります。

このため、道では、第8期介護保険事業支援計画の基本方針に人材確保策の充実を位置づけ、介護に対する理解の促進を柱の一つに掲げ、介護の魅力を伝えるテレビCMや動画の配信などにより介護現場のイメージアップを図るとともに、将来の介護人材の確保に向け、学齢期などの早い段階から介護に興味を持ってもらうため、小中学校や高校等に福祉、介護の専門職の方々を派遣し、車椅子や介護ロボットを活用した体験学習などの提供に取り組んでいるところであります。

今後も、やりがいと誇りを持って介護の職場で働いていただけるよう、利用者や家族に感謝される仕事である介護の魅力を伝える様々な普及啓発を進め、介護人材の確保に取り組んでまいります。

次に、感染症危機管理体制についてであります。昨年末に改正された感染症法に基づき、今年度、道が策定する感染症予防計画では、国の基本指針に即して、この間の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえつつ、新興感染症等の予防や発生・蔓延時に地域の最前線で実働する保健所等の即応体制確保に向け、平時から、道が医療機関や関係団体との連携を図ることや、流行開始と同時に有事対応に移行できるよう、あらかじめその業務量に見合う体制を想定しておくことなど、その体制整備が求められているところであります。

このため、道では、医療機関や関係団体で構成する北海道感染症対策連携協議会等における御意見のほか、北海道感染症対策有識者会議での検証結果等もこの計画に反映し、実効性を高めることで、本道の実情に即した感染症危機管理体制を構築できるよう、鋭意、検討を進めてまいります。

次に、困難女性支援に係る基本計画についてであります。昨今、女性が直面する問題は、生活困窮、性暴力や性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、孤独・孤立対策といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっているところであります。

こうした中、来年4月施行のいわゆる困難女性支援法において、都道府県は、国の基本方針に即した基本計画を定めることとされており、道では、今年度中に、法の趣旨に基づき、計画を策定する予定としております。

計画の策定に当たっては、民間支援団体等から意見を伺うなどして、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を盛り込み、女性の人権が尊重され、安心して、かつ、自立して暮らすことができる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、再生可能エネルギーの導入についてであります。道では、再エネ事業が、地域の自然環境や産業、景観との調和を図り、適切に実施されるよう、事業者に対し、法令や条例による環境アセスメントに加え、北海道景観条例により一定の規模を超える工作物に届出を義務づけているところであります。

また、国のガイドラインに基づき、環境保全や地域とのコミュニケーションを求めるとともに、国においても、再エネ特措法に基づく計画に関して、認定手続の厳格化を進めているところでもあります。

加えて、現在、北海道環境審議会において、地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が再エネを導入する促進区域の設定に関する基準について御審議いただいております。環境保全の観点で促進区域から除外すべき区域や配慮すべき事項を市町村にお示しすることとしております。

道としては、こうした制度や取組を通じ、地域の皆様の理解や環境に十分配慮しながら、再エネの導入に取り組んでまいります。

次に、次期北海道雇用・人材対策基本計画についてであります。人口減少が続く本道において、道民の方々が将来に希望を持って働き、豊かで安心して暮らせる社会を構築するためには、良質で安定的な雇用を実現するとともに、働く意欲を持つ方々を増やし、それぞれの経験や能力が発揮され、地域を支える産業の活性化につながる雇用の好循環を生み出していくことが重要であります。

このため、年度内に策定する次期計画については、「人材の育成・確保」「就業環境の整備」「生産性や収益力の向上」「雇用のセーフティネットの整備」の四つを柱に、半導体関連産業やデータセンターなどデジタル産業の集積促進といった新たな動きも踏まえながら、多様な方々の労働参加や安心して働ける環境づくりがより一層図られるよう、検討を進めてまいります。

次に、観光振興を目的とした新税についてであります。道では、先般開催した懇談会において、観光の高付加価値化、観光サービス、観光インフラの充実、危機対応力の強化という三つの柱に沿った使途の方向性に加え、税制度については、宿泊料金に応じた段階的定額制のイメージとともに、その場合の税収規模などをたたき台としてお示しし、御議論をいただきました。

道としては、今回お示しした、たたき台を基に、懇談会での御議論をはじめ、道民の皆様や事業者の方々の御意見をお伺いしつつ、市町村とも十分な調整を図りながら、丁寧かつスピード感を持って、税の使途やそのために必要となる税制度など、道の考え方を取りまとめてまいります。

次に、物価高騰などへの今後の対応についてであります。エネルギーや原材料等の価格高騰の長期化により、道民の皆様や事業者の方々は大変厳しい状況となっており、社会経済活動の回復を後押しし、生活や経営を支えるためには、影響の軽減に向け、適切に対応する必要があると認識しています。

国では、さらなる燃料油の価格抑制策を発動したほか、先般、岸田総理から、新閣僚に対して新たな経済対策に盛り込むべき柱立てを今月中に提示し、来月中をめどに具体的な対策を取りまとめるとの考えが示されております。

道としては、こうした状況を踏まえ、経済対策推進本部や各種調査を通じ、道民の皆様や事業者の方々の実情、ニーズなどを丁寧に把握するとともに、国の政策動向も踏まえ、物価やエネルギー価格の高騰による道民の皆様や事業者の方々の負担が軽減されるよう努めてまいります。

す。

次に、道政の諸課題に関し、まず、知事公館・近代美術館エリアについてであります。このエリアは、長い歴史の中で築き上げられてきた大変魅力のある場所であり、この貴重な道民の皆様の財産を確実に次の世代に引き継いでいく必要があるものと認識しています。

このため、道では、登録有形文化財である知事公館や、環境緑地保護地区に指定されている緑地については、適切に保全、維持しながら利活用していくことを基本としつつ、低利用となっている居住区域の活用策についても検討を進めているところであります。

道としては、リニューアルに向け、検討を進めている近代美術館も含め、このエリアをこれまで以上に魅力あふれる文化、芸術、歴史の発信拠点として活用するため、道教委と連携したPRイベントやワークショップの開催などを通じて、幅広く道民の皆様の御意見を伺いながら、エリア全体の目指す姿やその実現に必要な機能などの検討を進め、来年度にも総合的な活用構想を策定できるよう取り組んでまいります。

次に、鉄道貨物輸送に係る協議についてであります。道では、これまで、国、道、JR貨物、JR北海道の4者の実務者レベルで意見交換を行い、解決すべき課題が多岐にわたるものの、少なくとも、北海道新幹線の札幌延伸開業時においては、函館線函館ー長万部間の維持により、貨物鉄道機能を確保する方向性が妥当ではないかとの点に異論はないことを確認したところであり、現在、これまでの議論の経過や内容などについて、関係団体や市町村等へ説明を行っているところであります。

道としては、引き続き、市町村や経済団体、産業団体など様々な関係者から御意見を伺うとともに、国などの関係者と連携の上、有識者の方々を入れた検討会議を立ち上げ、保有主体や費用負担の在り方など、最終的な結論が得られるよう、課題の解決方策について検討を進めてまいります。

次に、縄文遺跡群の活用に向けた取組についてであります。登録2周年を迎えた今年度は、北海道博物館において展覧会を開催し、札幌市内でシンポジウムを開催するなど、北海道・北東北の縄文遺跡群の魅力の発信に取り組むとともに、誘客と周遊を促すため、デジタル技術、NFTを活用したスタンプラリーを行うほか、ガイド研修などの実施により、受入れ体制強化に取り組むこととしております。

道としては、本道への人流が勢いを増す中で、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産としての価値を広く発信することで、より多くの方々が訪れ、地域のにぎわい創出につなげていく流れをつくることが重要と考えております。

今後とも、北東北3県や関係市町、地域で活動されている皆様としっかり連携しながら、世界の宝として認められた縄文の国内外への魅力発信や、誘客、受入れ体制の強化などにより、その価値が一層輝きを増していくよう取り組んでまいります。

次に、野生鳥獣対策についてであります。ヒグマについては、今年から春期管理捕獲を始め

たところではありますが、ヒグマ保護管理検討会からは、春期管理捕獲の強化など、ヒグマの増加を止めるための取組が急務であることや、専門的人材の配置による体制の整備に加え、ヒグマ管理に必要なデータの蓄積などが重要との御意見をいただいているところであります。

人とヒグマとのあつれきを抑制するため、春期管理捕獲の在り方の検討を進めながら、管理計画の見直しも視野に取り組んでまいります。

また、エゾシカについては、指定管理鳥獣に指定されたことに伴い、道自らの捕獲にも取り組み、今年度は、エゾシカ対策有識者会議からの御意見を踏まえ、捕獲目標を大幅に引き上げるなど、対策を強化しているところであり、今後とも、捕獲目標を適宜見直しながら、捕獲の実効性の確保を図るなど、道としての野生鳥獣対策に危機感を持って取り組んでまいります。

次に、次期輸出拡大戦略についてであります。2022年の道内港からの中国への食品輸出額は、全体の約6割を占めており、このたびの中国による輸入停止措置が本道に及ぼす影響は非常に大きいものと認識しております。

このため、道では、今後の国際情勢の変化に伴うリスク分散に十分配慮し、輸出品目、販路の拡大や付加価値の向上などを内容とした次期戦略を検討しているところであり、今後の変化を見極めつつ、国やジェトロなど関係機関と連携しながら、五つの基本戦略として、生産の安定化、商流・物流の整備、ブランドの浸透・市場拡大や、人材育成・支援体制の強化、品目の拡大や高付加価値化に取り組み、道産食品のさらなる海外販路の拡大につなげてまいります。

次に、中国による輸入停止措置への対応についてであります。中国は、道産水産物の最大の輸出先国となっている中で、このたびの輸入停止措置により、ホタテガイの産地価格の下落や一時保管用の冷凍庫に余裕がない地域も出るなど、大きな影響が生じているものと認識しております。

このため、道では、漁業者や中小企業者の皆様に対し、特別相談窓口を開設したほか、生産、加工、流通などの関係者で構成する協議会を立ち上げ、御意見や御要望を伺いながら対策を検討し、国が措置した政策パッケージの活用促進と併せ、今定例会に、漁業者団体が緊急的に取り組む販売促進活動への支援に関する補正予算を提案するとともに、海外における試食会の開催、来日観光客へのPRを行うこととしたところであります。

また、国内外のどさんこプラザを活用した情報発信や商談会、テスト販売に加え、「食べて応援！北海道」キャンペーンとして、社員食堂やふるさと納税を活用したPRを実施するなど、今後、国の対策も活用しながら、漁業者や流通・加工業に携わる方々が安心して事業を継続できるよう、道産水産物の国内での消費拡大や輸出先国の多角化など、各般の対策にスピード感を持って取り組んでまいります。

次に、アドベンチャートラベルについてであります。アジア初のリアル開催となった今回のアドベンチャートラベル・ワールドサミットは、体験ツアーや商談会を通じて、世界各国から来られた参加者の皆様に道内各地の魅力を直接お伝えするとともに、道内の関係者にとっても、参加者から海外での経験を踏まえた貴重な情報を得ることにより、今後の取組に弾みがつくなど、

大きな効果がもたらされたと受け止めております。

道としては、市町村をはじめ、関係機関や事業者の皆様とこれまで以上に連携し、今回のサミットで培った知見やノウハウを十分に生かしながら、高い要求レベルに応え得るツアー商品の造成や磨き上げ、国際的にも評価されるガイドの育成、さらに、マーケティングに基づく戦略的なプロモーションなどを通じ、アドベンチャートラベルが全道各地に根づき、本道観光の高付加価値化につながるよう、全力で取り組んでまいります。

次に、どさんこプラザの店舗展開についてであります。エネルギーや原材料価格の高騰など、食関連事業者の方々の厳しい経営状況が続く中、商品開発や販路拡大を支援するどさんこプラザの役割はますます高まっております。

今後とも、市場規模や商圈などを考慮しながら、新規店舗を効果的に展開していくことが重要であります。

道では、どさんこプラザの店舗のない関西以西に住む方々にも幅広く御利用いただけるよう、楽天市場とヤフーのサイト内にオンラインストアを開設しており、売上げも増加傾向にあるなど、道産食品の貴重な販売チャネルの一つとなっており、今後とも、実店舗とオンラインストアの双方を効果的に活用しながら、道産食品のさらなる販路拡大と本道の食ブランドの魅力発信に努めてまいります。

次に、電通北海道による過請求事案についてであります。道では、委託業務の終了後、実績報告書の提出を受け、その内容が契約書に照らして適正に履行されたものであるかどうかを確認するため、支出証拠書類のほか、コールセンター業務については、入電、受電の状況や勤務実績一覧の提示も求め、内容確認を行ったものの、その勤務実績が改ざんされるなどの極めて不適切な行為により、結果として過請求を確認できなかったところであり、道として、再発防止に向けた取組が重要と考えております。

このため、現行の要綱等に定める手続の徹底に加え、契約締結に当たり、執行体制や業務実績など必要な資料を求め、履行能力などを十分に確認した上で、受託者の選定や、再委託の承諾手続を行うこと、委託期間中においては、関係書類の徴取に加え、現地調査の実施等を通じて、適正な履行に向けた牽制機能の強化を図ること、完了検査時においては、源泉徴収関係書類等の公的書類を用いて勤務実績を確認するなどの的確な審査を行うことといった、業務の各段階において留意すべき事項を庁内に周知したところでございます。

また、受託者等の契約に関する理解や責任感の欠如が本事案の一因となったことも踏まえ、その責任を明確にするため、業務委託事務取扱要綱に定める契約書の標準様式を見直し、再委託を受けた者の行為について、受託者が全て責任を負うことなどについて規定するとともに、公的業務に関する基本的なルールや留意事項等を受託者に周知するなど、事務処理手続の見直しを進めてまいります。

また、様々な階層の会計事務研修において、契約事務の注意事項に関する講義の内容を充実するなど、職員のスキルアップにも取り組んでまいります。

次に、農業における担い手の確保などについてであります。本道の農業、農村が我が国の食料供給地域として持続的に発展し、食料安全保障の強化などに貢献するためには、多様な担い手の育成確保が重要であります。

こうした中、現在、国が進めている食料・農業・農村基本法の見直しの議論では、生産性の高い農業経営の育成に加え、農地の保全や集落機能を維持するため、多様な農業人材の役割も重要との考えが示されたところであります。

道としては、新規就農者の確保はもとより、効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手の育成に加え、外国人の方々や農福連携などによる雇用人材の確保、さらには、農業、農村の応援団になり得る人材の掘り起こしなど、各般の取組を展開するとともに、国に対し、それぞれの役割に視点を当てた施策の実施を提案するなど、農業、農村を支える多様な担い手の育成確保に努めてまいります。

次に、多様な森林づくりについてであります。森林は、木材の生産のほか、二酸化炭素の吸収や水源の涵養、土砂の流出防止といった様々な機能を有しており、林業・木材産業の発展はもとより、漁場環境の保全や道民生活の安全の確保など、重要な役割を担っております。

このため、道では、北海道森林づくり基本計画に基づき、効率的な木材生産が期待される人工林については、計画的な伐採と伐採後の着実な植林により、活力ある森林づくりを進め、主に水源を守る機能が期待される森林については、年齢の異なる針葉樹や広葉樹といった多様な樹種で構成される森林に誘導するなど、長期的な視点の下、ゼロカーボン北海道の実現にも寄与する本道の豊かな森林づくりを着実に推進してまいります。

次に、陸上養殖の取組についてであります。本道の水産業は、サンマやイカなど主要魚種の不漁が続き、漁業生産が不安定であることから、計画的な生産が期待できる海面での養殖に加え、新たに注目されている陸上養殖についても取組を進めることが重要であります。

陸上養殖は、海面養殖と比べて、海水温の上昇や波浪などの自然環境による影響を受けにくいという利点がある一方、水槽等の施設整備に伴う初期投資に加え、餌代や水温、水質を管理するための電気使用料などが高額となることから、コストの削減により、採算性を確保していくことが課題であります。

このため、道では、今年度から、漁業者が餌となる昆布を自ら調達でき、高価格での取引が見込まれるウニを対象として、地域で取り組みやすい規模でのモデル的な実証試験を行うとともに、生産から流通、消費までの総合的な検討を進め、生産性や収益性の向上を図るなど、意欲ある漁業者の方々が自主的に営めるよう、将来を見据えた新たな陸上養殖の取組を展開してまいります。

次に、住宅分野の脱炭素化の推進についてであります。積雪寒冷な本道において、ゼロカーボン北海道の実現に向け、住宅の脱炭素化は重要な課題であり、道では、高い省エネ性能と再エネを取り入れた北方型住宅Z E R Oの新築や、既存住宅や集会場の省エネ改修などに対し、市町村と連携して補助を行う、住まいのゼロカーボン化推進事業を本年7月に創設したところであり

ます。

これまで、道では、市町村が本事業を円滑に導入できるよう、制度創設後、速やかに説明会を開催したほか、全ての市町村に対しアンケート調査を実施し、活用意向のある市町村とは個別に協議を行っているところであり、引き続き、全道会議など、あらゆる機会を捉えて本事業への理解を深めていただき、より多くの市町村における補助制度の創設や拡充を促進し、住宅分野の脱炭素化の取組を全道に広げてまいります。

次に、教育問題に関し、まず、いじめ問題への対応についてであります。いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為であり、未然防止はもとより、早期発見と組織的な対応が重要であります。

道では、これまで、道教委と連携しながら、各学校に対し、いじめ重大事態に係る対応や再発防止策などの事例を紹介するとともに、学校訪問や研修会など様々な機会を活用して、いじめ防止対策推進法の趣旨の徹底を求めるなど、いじめの発生防止に取り組んできたところでございます。

道としては、引き続き、道教委と緊密に連携し、本道の未来を担う子どもたちの大切な命を守るという断固たる決意の下、いじめ防止対策に積極的に取り組んでまいります。

最後に、障がいのある子どもの教育についてであります。学校教育では、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、共生社会の形成に向けて重要な役割を果たすことが求められており、そのためにも、インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が必要とされていると認識をしております。

国は、有識者検討会議の報告を踏まえ、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒への具体的な支援の在り方について方向性を示すとともに、各学校において、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われる取組を求めていると承知しております。

道としては、教育委員会や学校等と連携し、地域実情にも留意をしながら、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備など、教育支援の充実に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 副知事浦本元人君。

○副知事浦本元人君（登壇）最初に、地震・津波対策に関し、避難困難地域の解消に向けた取組などについてであります。特別強化地域に指定されました39の市町のうち、七つの市町では、既に緊急事業計画を策定済みであり、今年度から、避難施設の整備が23事業、避難経路の整備が2事業予定されておりますほか、その他の市町におきましても、避難施設等の整備の必要性をはじめ、整備する場合の規模や整備場所、時期等について検討が進められているところであります。

す。

道といたしましては、ハード整備の前提となる緊急事業計画の策定に当たり、市町の規模や技術力によって計画の熟度や策定期間に大きな違いが生じないように、振興局の建設管理部が置かれております四つの地域に、北海道開発局と連携して設置いたしました推進会議を活用するなどして、引き続き、市町を支援してまいります。

また、避難に当たり、線路の横断が必要な地域を有する市町におきましては、そうした状況が円滑な避難を妨げる要因となることも想定され、推進会議におきましても、関係市町から課題として提起されているところであります。

道といたしましては、担当者が関係市町に出向き、その状況等の把握に努めているところでありまして、推進会議の活用をはじめ、関係機関と緊密な連携を図りながら、JR北海道とも協議を行うなど、住民の皆様の円滑な避難が可能となるよう取り組んでまいります。

次に、地域交通に関し、まず、丘珠空港の滑走路延伸についてであります。札幌市が昨年11月に策定いたしました丘珠空港の将来像の実現は、新千歳空港と相互に補完しながら様々な役割を果たしていくとする道の北海道航空ネットワークビジョンの実現にもかなうものでありまして、道といたしましても、丘珠空港の機能強化の柱となる滑走路延伸を早期に進め、発着便数の増加や、管制、除雪の体制強化などを実現し、本道の活性化につなげていくことが重要と考えております。

道といたしましては、道のビジョンに基づき、丘珠空港が観光やビジネス、医療や防災など、幅広い分野で役割を果たす道内航空ネットワークの拠点空港となりますよう、引き続き、札幌市とともに、住民の皆様の様々な声にも耳を傾けながら、国や経済界などとも緊密に連携し、取り組んでまいります。

最後に、持続的な鉄道網の確立についてであります。今年度内に行われる、いわゆる黄線区の実証に関する総括的な検証の方法などにつきましては、現時点では明らかではありませんが、検証に当たりましては、アクションプランに掲げる線区別収支や輸送密度といった数値指標の達成状況のみで評価するのではなく、沿線首長の皆様から多くの御意見がありますように、長期間に及んだコロナ禍の影響などにつきましても考慮する必要があると考えております。

道といたしましては、総括的な検証において、国が監督命令を発出した際には想定されていなかったコロナ禍の影響や、現在、各線区で進められております実証事業の実証状況などにつきましても十分に考慮されるよう、国やJRに働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 副知事土屋俊亮君。

○副知事土屋俊亮君（登壇）まず、再生可能エネルギー開発に関しまして、GX投資についてでございますが、本道においては、洋上風力発電の有望な区域に5区域が選定をされまして、北海道と本州を結ぶ新々北本連系線の工事が開始されますとともに、新たな海底直流送電網の整備も示されたところでございます。

また、ラピダス社の次世代半導体製造拠点の立地が決まり、北海道が九州とともにデジタルインフラの中核拠点に位置づけられたほか、水素の供給、活用に関する実証事業が道内各地で進められるなど、様々な取組が動き始め、今後の展開が期待されているところでございます。

こうした取組は、北海道の有する国内随一の再エネのポテンシャルが背景にありますことから、道といたしましては、今後加速するGX投資の取組については、地域の御理解を得て、環境に十分配慮しながら事業が進められることが重要と考えております。

次に、現行の輸出拡大戦略の評価などについてでございますが、国内市場の縮小が懸念される中、力強い本道経済を構築していくためには、輸出の拡大により海外の成長力を取り込んでいくことが重要との考えの下、現行の戦略におきましては、輸出品目の拡大や需要が見込まれる国・地域に対する販路拡大など、四つの基本戦略を掲げ、関係機関と連携をしながら、各種の国際認証の取得や、地域フード塾、道産食品輸出塾などによります人材育成、海外バイヤー向けの商談会など、道産食品の輸出拡大に取り組んできたところでございます。

こうした取組の成果もありまして、先般取りまとめました本年上期の道内港からの輸出額は451億5000万円と、これまでで最大となった一方、輸出品目や国に偏りがありますことから、品目や販路の拡大によりますリスク分散が重要と考えているところでございます。

次に、データセンターの全道への拡大についてでございますが、国の有識者会合では、自動運転やドローンなどの分野においてデータ通信の遅れを減らすため、データセンターはデータが発生する場所から近距離に設置されるということが必要としておりまして、こうした観点からも、地方での分散型データセンターの重要性が指摘されているところでございます。

道では、こうした国の動きを踏まえながら、本年7月に取りまとめをいたしましたデジタル関連産業の集積に向けた推進方向に沿いまして、誘致を希望する市町村や関係機関と連携し、首都圏でのセミナーなどで本道の立地優位性をアピールするとともに、道央圏以外に立地した企業から、進出したメリットなどについて事例発表をしていただくなど、データセンターの全道各地への立地に向けて、積極的な誘致活動に取り組んでまいります。

次に、どさんこプラザ設置の考え方についてでございますが、道の公式アンテナショップであるどさんこプラザは、道産食品の展示、販売等を行う本道の食品製造事業者のマーケティング活動の支援拠点として、市場規模や商圈の状況を考慮しながら設置しておりまして、新商品に係る現地消費者の反応を確かめるテスト販売や、催事スペースでの対面販売、さらには、食の専門家への無料相談などを通じまして、商品の磨き上げやブランド化など、商品開発や販路拡大を支援する役割を担っているところでございます。

また、マーケティング支援機能のみならず、市町村によります特産品PRや、観光や文化、ふるさと納税のPRなど、本道の魅力や施策情報を幅広く発信する拠点としても大きな役割を担っているところでございます。

次に、放牧酪農の推進についてでございますが、世界的な穀物需要の増加などによりまして、配合飼料価格の高騰が長期化する中、放牧酪農は、本道の恵まれた自給飼料基盤を最大限活用す

るとともに、牛ができることは牛にやらせるということで、配合飼料の給与量の削減や排せつ物処理の省力化など、低コストな飼養管理ができる経営形態であると認識しているところでございます。

道では、北海道酪農・肉用牛生産近代化計画におきまして、放牧酪農を目指すべき経営類型の一つとして位置づけておりまして、放牧酪農の先進地でありますニュージーランドとのプロジェクトなどを通じ、放牧酪農に関するセミナーや実践農場における意見交換会の開催、あるいは、放牧酪農を目指す方々への優良事例の紹介などの取組を行ってきたところであり、今後とも、草地基盤に立脚する本道の優位性を生かし、放牧酪農の推進に取り組んでまいります。

次に、農村地域における情報通信環境の整備についてでございますが、担い手の減少や労働力不足が進行する中、農作業の省力化や効率化を図るため、道では、北海道スマート農業推進方針に基づきまして、スマート農業技術の実証を支援するほか、その効果を高める圃場の大区画化や排水対策などに取り組んできたところでございます。

こうした取組によりまして、人工衛星と地上基地局からの信号を受信し、最適な経路で走行するGNSSガイダンスの導入は全国で最も進んでおりますが、通信環境によりましては、スマート農業技術の効果を十分に発揮できない農地もあるということを承知しているところでございます。

このため、道では、関係機関や団体などと連携をし、基地局などの整備事例の普及啓発に取り組みますとともに、国の助成制度を有効に活用するなどし、スマート農業推進の基盤となる農村地域における情報通信環境の整備に努めてまいります。

最後に、治山事業によりまして流木対策についてでございますが、本道では、近年、気候変動に伴う大雨の増加によりまして、山地災害が激甚化、頻発化する傾向にありまして、流木の発生による漁業などへの被害を防ぐためにも、治山事業を計画的に進める必要があると考えているところでございます。

このため、道では、河川管理者や漁業協同組合をはじめとした関係機関が参画いたします海岸漂着物対策推進協議会におきまして、治山施設の事業計画等の情報共有を図りますとともに、地域からの御要望を踏まえまして、太平洋沿岸地域を中心に、流木を捕捉いたしますスリット式の治山ダムを令和4年度までに101基整備したところでございます。

道といたしましては、引き続き、航空レーザー測量によりまして、樹木が流出するおそれのある箇所を把握し、スリット式治山ダムを計画的に整備するなど、流木対策を全道各地で推進してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 副知事濱坂真一君。

○副知事濱坂真一君（登壇）初めに、医療、介護の人材不足に関し、次の医療計画についてであります。本道においては、少子・高齢化による人口構造や医療ニーズの変化に的確に対応し、将来にわたって持続可能な医療提供体制を構築していくことが重要だと考えております。

このため、道では、計画策定に当たり、現行計画に基づく各種施策の検証を行っており、医師確保につきましては、働き方改革の推進に伴い、地域の医療提供体制に影響が生じないように、より実効性のある施策について検討を進めております。

また、新たに計画の事業に位置づけられる新興感染症対策につきましては、外部の有識者などによる新型コロナウイルス感染症への対応の検証も踏まえながら、北海道感染症対策連携協議会等において検討を進めており、道といたしましては、引き続き、関係者の皆様に御議論をいただき、新たな課題にも対応した計画の策定に向けて取り組んでまいります。

次に、女性支援に係る民間団体との連携等についてであります。道の女性相談援助センターでは、配偶者暴力などの問題を抱える女性の安全の確保や自立を支援するため、相談や一時保護などを行うほか、迅速かつ広域的に一時保護を実施するため、民間シェルターにその業務を委託するなど、民間団体と連携しながら相談支援体制の充実を図ってまいりました。

また、全道各地域において、市町村や警察、司法、医療機関や民間女性支援団体等を対象とした連絡会議を開催し、女性保護活動のネットワークの構築に努めてきたところでございます。

困難女性支援法では、民間団体との協働による支援といった観点から、関係団体等で構成する支援調整会議の設置が求められておりますことから、道の連絡会議の在り方を検討するなどして、さらなる支援体制の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）北海道結志会、池本議員の代表質問にお答えをいたします。

初めに、全国学力・学習状況調査結果に関し、まず、これまでの調査結果に対する受け止めについてであります。本道では、調査初年度である平成19年度は、平均正答率の全国との差が最も大きい教科で5ポイント以上ありましたが、令和5年度は2ポイント以内となったことや、一部の教科では、全国平均を超える市町村数が平成19年度の44市町村から令和4年度は82市町村へ増加するなど、改善傾向が見られております。

このことは、各市町村教育委員会や学校が一体となって、検証改善サイクルの充実や、家庭、地域との連携による学習習慣の確立などを進めてきた成果であると認識しております。

一方で、本道の子どもたちは、依然として各教科の下位層の割合が全国より高いことや、家庭学習の時間が短いことなどが課題として挙げられており、今後も、子どもたちが社会で自立して生きていく上で必要な力を確実に育むことができるよう、個別最適な学びと協働的な学びの実現や、望ましい学習・生活習慣の確立など、学校、家庭、地域、行政が一体となった取組を進めてまいります。

次に、地域による学力の状況についてであります。国の調査結果では、都市部とその他の地域において平均正答率に差が見られており、本道においても同様の傾向にございます。

道教委では、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上の観点から、本道のどの地域においても一定水準の学力を保障することが重要と考えており、これまでも課題の見られる地域に対し、

具体的な授業改善の方策やICTを活用した家庭での学習習慣の確立に向けた取組事例をお示しするなどして、実情に応じたきめ細かな支援に努めてきたところです。

今後は、各管内や各市町村の状況など、調査結果を詳細に分析した上で、その結果を踏まえて、管内ごとの課題や改善策を取りまとめたロードマップを見直し、各市町村と共有の下、学校への周知を図るなど、本道の全ての地域において、より質の高い教育を保障することができる教育環境の充実に取り組んでまいります。

次に、いじめ問題への対応についてであります。複雑化、多様化するいじめ問題から子どもたちを守るためには、事案の対応を学校だけで抱え込まず、家庭はもとより、心理、福祉、法律などの関係機関や警察などと連携をし、対応していくことが重要です。

道教委では、本年3月、道のいじめ防止基本方針を改定し、法律や心理の専門家と連携した学校への支援の充実や、犯罪行為として取り扱われるべき事案への警察と連携した対応の徹底などを示したところであります。

今後は、道や市町村によるいじめ問題対策連絡協議会の中で、改めて、学校や関係機関等がその役割を相互に確認し、複雑化する事案への対策などを効果的に進めることといたしております。

また、本年8月に公表いたしました、道立高校におけるいじめの重大事態調査において、道いじめ問題審議会から、道教委や学校の対応の遅れなどについて厳しく指摘されたことを重く受け止めており、今後、道教委として、道の基本方針の徹底はもとより、調査報告書で提言がありました再発防止策が全ての道立学校で着実に実施をされるよう、定期的な検証やその結果の公表を徹底してまいります。

次に、スクールカウンセラーなどの配置についてであります。多様化、複雑化するいじめ問題への早期発見、早期対応に向けては、教職員が、心理や福祉などの専門家との連携の下、組織的に対応することが重要であります。

道教委では、本年度、国の事業を活用し、スクールカウンセラーを希望する道内の約9割の学校に巡回で訪問できるよう必要数を配置するとともに、スクールソーシャルワーカーについては、希望する市町村ごとに委託契約に基づく配置を順次進めてきており、さらに、市町村や学校の要請に応じて緊急派遣等に対応できる体制を整備してまいりました。

今後は、スクールカウンセラーなどのさらなる配置の充実が図られるよう、全国都道府県教育委員会連合会とも連携をし、引き続き、国に対して必要な財政措置を要望するとともに、心理や福祉の関係機関・団体等との一層の連携を通じて、スクールカウンセラーなどの効果的な配置や迅速な派遣に努め、学校におけるいじめ問題等への支援体制の一層の充実に取り組んでまいります。

最後に、障がいのある子どもたちの教育についてであります。共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子どもが授業内容を理解し、学習活動に参加している実感、達成感

を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要と考えております。

このため、道教委では、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場において、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援が行われることが必要との考えの下、就学指導に関して市町村教育委員会と連携を進めるとともに、全ての教員が、障がいに関する理解や知識を深め、具体的で実践的な指導や支援の方法などを習得することができるよう、専門性向上に向けた研修の実施や、管理職のマネジメント強化、大学などの専門機関との連携を通じた各学校における校内支援体制のさらなる充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 池本柳次君。

○77番池本柳次君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、知事及び教育長から御答弁をいただきましたが、指摘を交え、再質問いたします。

初めに、地震・津波対策についてであります。

J Rの線路により迅速な避難が困難となっている地域の解消について、先ほどの答弁では、関係市町に出向き、状況等の把握に努めているとのことですが、今、地元では、現実的な避難路の確保が切実な問題となっており、踏切までの距離が遠い地域に居住している沿線住民の皆様から、緊急避難時のJ Rの線路横断が強く求められております。

線路敷地への立入りについては、鉄道営業法により罰則規定があることは承知しております。J R北海道としても安易に特例を認めるわけにはいかない立場も理解できます。

しかし、他県の状況を見ますと、J R西日本が和歌山エリアにおいて、避難に関わる環境整備として、沿線の方々の迅速な避難に向けた壁蹴り式の避難路を整備している事例があります。こうした事例も関係者の間で協議していただきたいと思いき、仮に法令等がネックとなるのであれば、国に対し働きかけるといった対応も想定されます。

道民の生命を守る責任を負う知事として、関係市町の住民の不安に対し、どのように対処するか、再度伺います。

次に、困難な問題を抱える女性への支援についてであります。

困難女性支援法では、公的機関と民間団体の連携強化が柱の一つとなっていることから、道としても、一層、民間団体との連携を強化すべきと所見を伺いましたが、答弁では、関係団体等で構成する支援調整会議の設置が求められていることから、道の連絡会議の在り方を検討するなどして、さらなる支援体制の充実に取り組むとのことでありました。

女性が抱えている課題は、複雑化、多様化していることに加え、コロナ禍で人と会えない、会わない状況の中で、女性が孤立し、周りから見えづらくなったことにより、潜在化していると言われております。

このような中、N P Oなどの支援団体が、長年、根気強く、支援がつながるように取り組んで

きた経験が生かされ、民間団体との協働による早期からの切れ目のない支援が困難女性支援法に打ち出されたことは評価されているところであります。

道において、さらなる支援体制を充実するためには、こうした民間団体を含む関係団体で構成する支援調整会議を早期に設置するとともに、民間団体を育成するなどの支援策を検討すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、再生可能エネルギー開発についてであります。

再生可能エネルギー開発に当たっては、環境や周辺産業への配慮、住民への理解を前提に進めていくべきと質問いたしました。答弁では、国のガイドラインに基づき、環境保全や地域とのコミュニケーションを求める、国においても認定手続の厳格化を進めているとのことであります。

しかし、一方では、通常は、農地法や森林法、温泉法などの複数の法律の許認可などが必要となるところ、特例として、窓口となる市町村がこれらの申請をまとめて受け付けるワンストップサービスの制度を設けることや、環境影響評価の特例など、手続が簡素化されている面もあります。こうした面も道として注視しなければならないことを指摘しておきます。

次に、雇用・人材対策基本計画についてであります。

次期計画に対する答弁をいただきましたが、業界においては、2024年問題と言われるトラックやタクシー、バス運転手に係る問題、コロナ禍で大きな打撃を受けた非正規雇用で働く女性や、育児、介護などで離職した方々、また、建設業における担い手不足対策や医師の働き方改革、教職員の恒常的な超過勤務問題など、深刻な人材不足が生じており、いかに解消するかが喫緊の課題となっています。こうした状況を十分に踏まえ、次期計画の策定に取り組むよう指摘いたします。

次に、観光税についてであります。

観光税の導入スケジュールにつきましては、懇談会での論議をはじめ、道民や事業者の意見を伺いつつ、市町村とも十分な調整を図りながら、丁寧かつスピード感を持って税の用途などを取りまとめるとの答弁でした。

本来、この税の用途につきましては、事前に考え方を示すべきではなかったかと考えますが、税の導入に当たっては、広く道民や道外観光客の方々から理解を得るために、早急に用途について明らかにすべきということを指摘いたします。

次に、景気・経済対策についてであります。

国の経済対策に呼応した対策につきましては、道民や事業者の負担軽減が図られるように、また、積算に当たっては、大きな過不足が生じないように予算措置をされるよう、指摘しておきます。

次に、文化遺産の活用についてであります。

文化遺産については、道庁内で所管部局が分かれていて、なかなか論議がかみ合わない面がありました。

観光面の話をする、それは経済部だとか、地域振興と言うと、それは総合政策部だと言う、文化財と言うと教育庁であるとか。北東北3県や関係市町、地域で活動されている皆様と連携するのは結構であります、道の関係部局における横の連携も重要だと思いますので、この点を指摘いたします。

次に、鳥獣被害対策についてであります。

道自ら捕獲できるような体制づくりなど、抜本的な取組について所見を伺いましたが、答弁では、ヒグマ対策について、春期管理捕獲の在り方の検討を含め、管理計画の見直しも視野に取り組むとのことでありました。

春期管理捕獲につきましては、本年2月9日から5月20日まで実施したものの、参加した自治体は僅か27の市町村、捕獲頭数は20頭と、十分な効果が得られないままに終了したところであります。

春期管理捕獲は、道がヒグマ管理計画に基づき、ヒグマの人里への出没を抑制することや技術者の育成を図ることを目的に実施しているものでありますが、市町村やハンターに対する支援策がなく、捕獲に対するインセンティブが働かない現状にあります。

その上、ヒグマによる人的被害のほぼ4割はハンターが占めているなど、危険の伴う中で、適正頭数を維持することは極めて困難な状況にあると考えます。

ヒグマが増えている状況において、バランスを取るための対策を強める観点から、実効ある対策が急務と考えますが、再度、見解を伺います。

次に、電通北海道について、過請求を見抜けなかった道の対応について知事の認識を伺ったところ、答弁では、勤務実績が改ざんされるなどの極めて不適切な行為により、結果として過請求を確認できなかったとのことでありましたが、この件に関する電通北海道やエグゼ社の記者会見では、会計検査院の实地検査に基づき、一部の勤務表において、同一人物の勤務記録が同一時間帯に重複していることを発見したとのことでありました。

私といたしましては、エグゼ社が、道に対しては改ざんした書類を提出した一方で、会計検査院の資料要求に当たっては、電通北海道に対しじつじつが合っていない書類を提出したため、不正が判明したのではないかと考えますが、不正が判明した理由について、知事の認識を再度伺います。

最後に、地球温暖化問題と森林の再生についてであります。

保水力を高める森林づくりについては、ゼロカーボン北海道の実現にも寄与する豊かな森林づくりを推進するとの答弁でありました。ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

本道の森林の分布を見ますと、国有林が55%を占めているため、国においても積極的な森林づくりに取り組むことが重要と考えます。

このため、知事におかれましては、全国知事会などと連携をいたしまして、国による国有林の整備においても地球温暖化対策を講じられるよう要望すべきと考えますので、この点、指摘をしておきます。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）池本議員の再質問にお答えいたします。

最初に、線路などにより避難が困難となる地域の解消についてであります。道としては、まずは、他県での取組事例も含めた現状の把握に努め、推進会議の活用をはじめ、関係機関と緊密な連携を図りながら、JR北海道とも協議を行うとともに、必要に応じ国へも働きかけを行うなど、住民の皆様の円滑な避難が可能となるよう取り組んでまいります。

次に、困難女性への支援調整会議などについてであります。道では、これまで、民間団体と連携しながら配偶者暴力などの困難を抱える女性の支援を行うとともに、関係機関で構成する連絡会議を開催し、ネットワークの構築に努めてきたところであります。

道としては、困難女性支援法で設置が求められている支援調整会議の在り方などについても、今後の計画策定に係る審議会での議論等を踏まえ検討するなど、引き続き、困難を抱える女性の支援体制の充実に取り組んでまいります。

次に、ヒグマ対策についてであります。道民の皆様の安全、安心な暮らしを守る上で、人とヒグマとのあつれきを早急に低減することが急務と考えております。

ヒグマ保護管理検討会からは、春期管理捕獲の強化など、ヒグマの増加を止めるための取組が必要と指摘されており、道としては、春期管理捕獲の強化に向けた検討を速やかに進めてまいります。

最後に、電通北海道による過請求事案についてであります。道における委託業務の完了検査では、勤務実績が確認できる資料を提示させるなど、内容確認を行ったところであります。実績が改ざんされるなど、不適切な行為により、過請求を確認できなかったものであります。

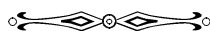
電通北海道では、会計検査院からの求めに応じ、証拠書類の追加提出に向けて、エグゼ社からの勤務実績等の関係書類を精査していたところ、同一人物の勤務記録が同一時間帯に重複しているなど、つじつまが合わない面があり、電通北海道として過請求の可能性を認識したことから、その旨、道に情報提供し、これを受け、道としても事実確認等を進めることとしたものでございます。

以上でございます。

○議長富原亮君 池本柳次君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時7分休憩



午後1時17分開議

○議長富原亮君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

田中英樹君。

○70番田中英樹君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、公明党を代表し、通告に従いまして、以下、知事、教育長並びに警察本部長に伺います。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

初めに、国際交流についてであります。

今日、3年にも及ぶコロナ禍の影響やウクライナ問題などの長期化により、食料やエネルギー問題が深刻化し、国内外の情勢が大きく変化する中で、国際社会は、依然として対立と分断を続け、混迷を深めております。

このような中で、今こそ、一つでも多くの国や地域と、教育、文化、スポーツなど、様々な分野での交流に取り組むべきではないかと考えます。

道においては、平成7年10月12日に、世界平和へ向けた、平和への願いを宣言し、この中で、豊かで安らぎのある地球を次代に引き継いでいくために、北海道の立場から世界の各地域との結びつきを強め、世界の平和と繁栄に貢献していきたいなどと、多くの国や地域との国境や民族を超えた国際交流の重要性を示されたところであります。

一方、知事は、さきの道政執行方針の中で、内外で大きな転換期を迎える中で、北海道にとって何が最善かという視点で取り組んでいく、北海道の確かな未来に向けて取り組む、北海道が日本の発展をリードし、世界の中で輝いていけるよう果敢に挑戦するなど述べられております。

こうした国際社会が混迷し、また、コロナ後における国際交流の活発が見込まれる今、地方自治体だからこそできる地域間交流を積極的に進めるべきと考えます。

そこで伺います。

道では、1980年にカナダのアルバータ州、1986年には中国の黒竜江省、2017年には米国のハワイ州など、これまで6か国、10地域と姉妹友好提携を締結しており、文化や教育など各分野において交流が活発に行われており、一方、北海道国際交流・協力総合センターなどの民間団体においても、青少年交流や学術交流など様々な交流に取り組まれているものと承知をしております。

道は、今後、こうした地域をはじめ、どのように国際交流に取り組まれるのか、所見を伺います。

次に、グローバル人材の育成についてであります。

道は、国際交流を担う人材の育成や、友好親善の促進、経済交流の推進などを掲げたグローバル戦略を策定されており、昨年からは様々なグローバルリスクに柔軟に対応するための見直しに取り組んでいるものと承知をしております。

地域間における国際交流を行う上では、グローバルな知見を持った人材の確保が重要であるものと考えますが、道では、これまでグローバル人材の育成にどのように取り組んできたのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

次に、JICAとの包括連携協定についてであります。

国際交流の経験やノウハウ、国際的なネットワークなど、世界各地で事業を展開されているJICAと北海道の連携は極めて意義のあるものと考えます。

道は、令和4年に、JICAとの包括連携協定を締結されたところであります。

このような中で、今後、多文化共生社会の推進やSDGs等、グローバル化に対応し、どのような取組を展開されようとしているのか、伺います。

次に、新たな北海道総合計画の策定についてであります。

道は、新たな北海道総合計画の骨子案を明らかにしたところであります。

本道の将来に大きな影響を及ぼす課題に的確に対応していくためには、国の計画との連携はもとより、次代を担う若者をはじめ、地域住民や市町村の意見等を踏まえ、新たな総合計画の検討を進めていくことが必要と考えます。

どのような魅力あふれる計画を策定されようとしているのか、伺います。

また、道は、今後、新たな総合計画の策定を受け、全道各地域ごとでの地域づくり推進計画を策定するものと考えます。

地域が担っている課題解決に向けてどのような取組をされるのか、見直しも含め、併せてお伺いいたします。

次に、北海道創生総合戦略の見直しについてであります。

新たな総合計画の目指す姿の実現に向けて、実効性の高い政策を一体的に推進していくためには、分野別の計画についても、本道が直面する状況の変化を踏まえ、見直し等の検討を進めていく必要があるものと考えます。

人口減少が加速する中、総合計画の下、将来にわたって活力ある地域づくりを進めていく上では、北海道創生総合戦略の内容が、北海道のマスター計画である総合計画の方向性を具現化するものでなければならないものと考えますが、次期総合戦略の策定に向けてどのように検討を進めていくのか、伺います。

次に、経済対策についてであります。

ラピダスは、9月1日、千歳市内の工場建設に着手し、いよいよ本道における次世代半導体製造拠点の整備がスタートしました。

このような中、道では、国と連携を図り、庁内の推進体制に加え、関係機関等の連携体制を構築しております。

そこで伺います。

道は、今回のラピダスの次世代半導体事業の今後の展開の見通しについて、どのような所見をお持ちなのか、また、今回の立地を契機として、本道において、半導体の製造、研究、人材育成等の複合拠点の実現を目指すとともに、関連産業の集積を図り、ラピダス立地の効果を全道各地域に波及させていくことが期待されております。

今後、具体的にどのような取組を進めていく考えなのか、併せて伺います。

さらに、道は、年度内を目途に半導体関連産業振興ビジョンを策定されるものと承知しておりますが、少なくとも経済効果などを明確に示すべきと考えます。知事の所見を伺います。

次に、物価高騰対策についてであります。

ウクライナ情勢や円安などを背景として、電気、ガス、ガソリン、灯油などのエネルギーをはじめ、食料品などの価格高騰が続き、道民生活や中小企業にとって深刻な状態となっているものと考えます。

そこで伺います。

国においては、近く、新たな経済対策の検討に着手するものと承知をしております。

道として、今後、追加の経済対策についてどのように取り組まれるのか、伺います。

次に、福祉車両事業者に対する支援についてであります。

道では、これまで、バスやタクシー、フェリーといった地域公共交通事業者に対する車両維持経費等の支援を実施しております。

本事業においては、福祉タクシー事業者など、特定の目的で使用する車両は支援の対象外となっておりますが、福祉タクシー等の福祉車両は、地域の方々にとっては欠かせない交通手段でもあり、今般の燃油価格の高騰などの状況も踏まえると、道においても、こうした事業者に対する支援について検討すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、再生可能エネルギーについてであります。

先日、我が党では、北海道北部送電の施設を視察してきたところでありますが、北海道は、太陽光や風力発電のポテンシャルについては全国1位となっております。

これら風力、太陽光、我が党が再三申し上げている小水力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入を進めることは、ゼロカーボン北海道の実現に結びつく一方で、なお課題も少なくないものと考えます。

道においては、これまで、国に対し、域内送電網や地域間連系線の増強、蓄電池の技術開発等を求めておりますが、本道のポテンシャルを生かした再生可能エネルギーの本格的な導入拡大に向けて、今後どのように取り組んでいく考えなのか、知事の所見を伺います。

次に、食の輸出拡大戦略についてであります。

A L P S 処理水の海洋放出を契機とし、北海道にとって最大の輸出国である中国が日本産水産物の輸入を全面停止すると発表しており、深刻な影響が懸念をされております。

このような中で、今後、道においては、国内消費の拡大はもとより、輸出商品の品目の多様化に向けた商品開発や、輸出先の多角化などに早急に取り組まなければならないものと考えます。

このためには、輸出国に応じたH A C C P への対応を含め、生産現場から加工、流通などに関し、庁内各関係部局がなお一層連携を図り、取り組むことが重要と考えます。

この際、東南アジアをはじめ、アメリカやヨーロッパなど、一つでも多くの国々への輸出拡大を目指した取組を展開するためのプロジェクトチームを設置するなど、積極的に取り組むべきと考えます。知事の所見を伺います。

次に、道産水産物の流通対策についてであります。

A L P S 処理水の海洋放出の影響により、特に中国への輸出が多い道産ホタテを扱う漁業者や水産加工業者は、影響の長期化や風評被害による魚価の値崩れなどを心配しております。

このような中、国は、風評被害の懸念の払拭や漁業者支援を行うための基金を設置するなどして、対策を講じる考えであると承知しております。

道としても、影響を受ける道内の漁業者や水産加工業者、流通業者などに対し、万全の支援策を講じられるべきと考えます。知事の所見を伺います。

次に、観光振興についてであります。

2021年に北海道に誘致したアドベンチャートラベル・ワールドサミットは、新型コロナウイルス感染症の影響によりバーチャル開催となりましたが、本年は、世界各国から、旅行会社やメディア、政府観光局など多くの関係者が参加し、先日、北海道で開催をされました。

道として、アドベンチャートラベル・ワールドサミットの開催を今後どのように本道観光の発展につなげていく考えなのか、伺います。

次に、観光振興税についてであります。

観光振興を目的とした新税については、コロナ禍の影響により議論が中断しておりましたが、観光需要の回復を受けて、先月、有識者等による懇談会を開催し、議論が再開したところと承知しております。

道民に負担を強いる新税の検討に当たっては、道として、その必要性などを明らかにした上で、市町村の考えも伺うなど、丁寧に議論を進めていく必要があるものと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、保健・医療問題についてであります。

国では、9月1日に、感染症対策を一元的に担う司令塔となる新たな組織である内閣感染症危機管理統括庁を発足させたところと承知しております。

このような中、道としても、新型コロナウイルス感染症への対応はもとより、新たな感染症への備えに取り組んでいく必要があるものと考えておりますが、現在、策定作業を進めている次期北海道感染症予防計画の検討に当たっては、現在、道が行っている新型コロナウイルス感染症対策の検証を踏まえる必要があるものと考えますが、検討状況について伺います。

次に、小児・周産期医療についてであります。

広大な面積を有する本道においては、従前から産科医師及び小児科医師の地域偏在という問題を抱えており、特に産科については、分娩を取り扱う病院、診療所が減少し、地域によっては、正常な分娩を扱う産科医療を確保することが困難な状況にあるなど、大変厳しい状況にあるものと考えます。

こうした状況を踏まえ、特に産科医師及び小児科医師を養成する医育大学との連携は必要不可欠なものと考えます。

小児・周産期医療体制について、道として、現状をどのように認識し、今後、その整備に向けてどのように対応していくのか、所見を伺います。

次に、子ども・子育て政策についてであります。

道では、知事をトップとする北海道こども政策推進本部を6月末に立ち上げ、子ども政策を一

元的に推進する体制の強化を図ったものと承知しております。

この推進本部において、子ども関連施策の全庁調査を実施し、先日、調査結果を公表されておりますが、今後、調査結果をどのように生かし、子ども施策を総合的、一体的に進めていく考えなのか、伺います。

また、子ども施策の推進に当たって、国、市町村と連携して取り組んでいく必要があるものと考えますが、道の対応について併せて伺います。

次に、新しいまちづくりについてであります。

今日、道内の市町村においては、人口減少や少子・高齢化が進行する中、将来を見据えた様々なまちづくりに取り組まれているところであります。

そこで伺います。

まず、道においては、これまで、市町村が実施するまちづくり事業については、例えば、ハード整備の支援策として、優良建築物等整備事業に対して補助をするなど取り組まれておりますが、本事業に対する道の補助については、平成23年度をもって終了しております。

このため、北海道市長会などからは、経済活性化の視点から本事業に対する道の補助を再度実施してほしいなどの要望が寄せられているところであります。

次世代を担う若者にとって、また、高齢者や障がいのある方々が安心して暮らせる魅力あふれるまちづくりを進めるためにも、様々な取組があるものと考えますが、道としても、これら市町村に対し、積極的な支援策を講じられるべきと考えます。今後の見通しも含め、知事の所見を伺います。

次に、鉄道高架事業についてであります。

道内の各都市では、鉄道により市街地が分断されたり、また、交差する踏切により交通渋滞が発生するなどしており、これらの解消策として鉄道高架事業に取り組まれてきたところであり、札幌市をはじめ、旭川市、帯広市、北見市などでは、密集する市街地に鉄道高架を取り入れることで、これらの課題を解消してきたものと承知しております。

そこで伺います。

鉄道で分断されている釧路市の市街地は、自動車の往来できる道路が二つの跨線橋しかないため、大きく迂回を必要とするなど、都心部の円滑な道路ネットワークが確保できておらず、歩行者の往来も、駅に隣接する地下道や人道跨線橋に限定されており、円滑な動線が確保されない状況となっております。

一方、北海道が公表した津波浸水予測図によると、大津波が発生した場合には、都心部ではおよそ5メートル以上の浸水深が予測されておりますが、現在、鉄道南北を連絡できる道路は限られているため、津波発生時には、海側から内陸に向けて避難する際、鉄道が支障となる懸念があります。

このような中で、道は、今年度から新たに鉄道高架事業の導入に向けた調査検討に取り組まれているものと考えますが、道においては、地域事情を踏まえ、地元と連携して、本事業に対する

十分な説明はもとより、釧路市が描くまちづくりへの積極的な支援に取り組むべきと考えます。

今後、新たな鉄道高架事業の導入に向けてどのように対応していくのか、伺います。

次に、道立広域公園についてであります。

白糠町泊別地区が12か所目の道立広域公園の候補地として決定されたことについて、私の地元である釧路市をはじめ、釧路地域の多くの方々から喜びと期待の声が届いており、地域の思いが20年を超える時を経てスタートラインに立ったことは、本当に喜ばしく思っております。

道が昨年度実施した、民間活用に向けた企業等へのアンケート調査では、企業間のマッチング機会の創出や、地域が求める公園施設の把握、維持管理コストの縮減などの要望があったものと承知しておりますが、今後どのように取り組むのか、お伺いいたします。

次に、農業の担い手対策についてであります。

現在、食料・農業・農村基本法の見直しが行われており、今後20年を見据えて、食料をいかに安定的に国民に供給していくかという観点から議論が行われているものと承知しております。

そのためには、担い手となる新規就農者の確保が重要であり、これまでも各種施策を展開してきたことは承知しておりますが、人口減少問題、さらには、他産業での堅調な雇用情勢など、一層難しい課題となっております。

これまでの担い手対策の課題をどう分析し、今後どのように農業の担い手を確保していくのか、所見を伺います。

次に、文化観光推進法についてであります。

我が党は、これまで、文化振興と観光がなお一層連携した取組について、道においても積極的に展開すべきと申し上げてきたところではありますが、さきに道が申請した北海道立総合博物館を中核とした野幌森林公園エリアの文化観光推進拠点計画が、国から、文化観光推進法に定める拠点計画として認定されたものと承知をしております。

今後、この計画に基づき、どのような具体的な取組を展開されようとしているのか、伺います。

次に、ゼロカーボン北海道の推進についてであります。

国は、6年ぶりに水素基本戦略を改定しており、この中で、2040年の水素利用量を現在の6倍である1200万トン程度まで引き上げるとされております。

私は、風力や太陽光といった再生可能エネルギーのポテンシャルが全国随一である北海道ほど水素社会実現の可能性がある地域はないものと考えており、道におきましても、水素社会実現戦略ビジョンを令和2年3月に改定し、地産地消を基本とした水素サプライチェーンの構築について取り組んでいるものと承知しております。

道における現在の取組状況や需要拡大に向けた取組の方向性について伺います。

次に、蘭越町地熱調査事業についてであります。

6月29日に、掘削した井戸から水蒸気が噴出し、近隣住民に大きな不安が広がる事態となりました。先月28日には、井戸の埋め戻しにより、蒸気鎮圧が完了しましたが、森林や土壌、農業へ

の影響など、引き続き対応が必要であると考えます。

事業者は、外部の専門家による環境影響評価会を設置し、周辺環境などに係るモニタリング計画を策定するといった今後の取組に関する方針を示したものと承知しておりますが、道として、このたびの事案をどのように受け止め、今後どのように対応していくのか、伺います。

次に、熱中症対策についてであります。

本道においては、去る7月から8月にかけて記録的な猛暑が続き、全道各地で観測史上最高を更新しております。

道や道教委では、外気温が28度Cを超えるとクーラーを入れるなどして仕事ができる職場環境づくりに努めておりますが、必ずしも十分整備されていないものと承知をしております。

まず、道として、今後どのように対応されようとしているのか、伺います。

また、先般、我が党は道教委に緊急申入れをしましてまいりましたが、ほとんどの学校でエアコンが設置をされておられません。

道教委においては、今後、子どもたちのためにも、一日も早く全ての学校にエアコンを設置するなど、教育環境の整備充実に向け取り組むべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

次に、教育問題についてであります。

特別支援学校では、生徒の就労に向けた取組を行うとともに、生徒の実習先や就労先の確保のため、担当者が企業を直接訪問し、依頼するなどの取組を行ってきたと承知しております。

こうした特別支援学校の地道な取組により、生徒一人一人の就労に結びついていると承知しておりますが、加えて、各学校の地域と連携した教育活動などを通じ、企業や地域の方々の障がい者理解が進んできたことも大きな要因ではないかと考えます。

こうした状況を踏まえ、特別支援学校の卒業生が地域において就労し、地域の一員として生活していくためには、これまで以上に、企業、そして地域の方々への理解啓発も必要であると考えますが、道教委の考えを伺います。

最後に、公安問題についてであります。

本年の道内における交通事故の状況は、発生件数や死傷者が昨年に比べて増加しており、6月には、八雲町で、大型トラックと都市間高速バスによる正面衝突で5人が亡くなるという大変痛ましい事故が発生をしております。

今こそ、交通安全対策を強化し、その増加に歯止めをかけなければならないと考えますが、道警察においては、こうした交通事故の状況を踏まえ、どのような対策に取り組んでいくのか、警察本部長に伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）公明党、田中英樹議員の代表質問にお答えいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、今後の国際交流についてであります。経済や社会のグローバル化が進展する中、地域における国際理解の促進による多文化共生社会の形成や、海外の

成長力の取り込みによる本道経済の活性化などの観点から、地域間の国際交流は重要であります。

また、交流の促進に当たっては、昨今の国際情勢の変化などを踏まえ、多様化するグローバルリスクへの対応の視点が求められているものと認識をしております。

道としては、こうした認識の下、今般、北海道グローバル戦略の改訂を進めているところであり、今後は、有識者の方々の御協力によるリスク情報の収集にも努めながら、豊かな自然環境や、安全、安心な食といった本道に優位性のある交流資源を最大限に活用し、様々な分野において、友好提携地域をはじめとした海外との交流に取り組んでまいります。

次に、JICAとの連携についてであります。本道のグローバル化を推進するためには、海外との交流ノウハウや国際的なネットワークを有する国際協力機関と連携した取組を進めていくことが重要であります。

このため、道では、昨年、JICAと包括連携協定を締結し、JICAが主催する海外からの農業研修員などの受入れ事業に対し、道職員の講師を派遣しているほか、地元の小学生との交流事業に道の国際交流員が参加するなど、様々な交流事業に取り組んでまいりました。

今後は、こうした国際交流の取組に加えて、多様化するグローバルリスクに対応するため、今般改訂する北海道グローバル戦略の考え方も踏まえ、JICAのネットワークを活用した海外情報の収集と関係者間の共有といった新たな取組も進めていくこととしており、JICAとの連携協定を生かしながら、本道における国際協力や交流の促進に取り組んでまいります。

次に、新たな総合計画についてであります。道では、今後の計画策定に向け、本道を取り巻く社会経済情勢の将来展望を共有した上で、北海道が目指す姿と、その実現に向けた政策展開の方向性などを、北海道総合開発委員会をはじめ、道民の皆様と議論を深めていくことが重要と認識しております。

道としては、こうした考え方に立った上で、政策展開の方向性などについて、成長や潜在力の発揮、重要課題への対応、各地域の発展といった三つの視点を基本に、国の第9期総合開発計画の内容も十分に踏まえつつ、各地域にも出向き、道民の方々や市町村の皆様などから直接御意見を伺いながら具体的な検討を進め、次の定例会に向けて計画の素案をお示ししてまいります。

また、道の地域計画である連携地域別政策展開方針の策定に当たっては、地域課題の解決に向け、行政サービスの内容や地域の実情に応じて、様々な連携により魅力ある地域づくりを推進していくとともに、社会経済情勢の変化に対応しながら、各地域の特性や豊かな森林、エネルギー、食料などのポテンシャル、さらには、歴史、文化といった地域資源を活用した取組を進めるなど、地域の持続的な発展が図られるよう、検討を進めてまいります。

次に、経済対策に関し、まず、半導体関連産業の振興についてであります。ラピダス社が進める製造拠点整備事業は重要な国家プロジェクトであり、2025年にパイロットラインを稼働し、2027年には量産を開始することとしており、道としても、その実現に向け、国や千歳市、経済団体、大学などとの連携体制の下、用排水等のインフラ整備や人材育成・確保など、必要な支援に

取り組んでまいります。

また、道では、現在、半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点を実現し、その効果を全道に波及させていくため、今後の取組の指針となるビジョンの策定に向けて、有識者の方々の御意見を伺いながら、検討を進めているところであります。

本ビジョンの下、産学官が緊密に連携し、各般の施策を戦略的に取り組むことはもとより、施策の推進に当たっては、他県の例も参考に具体的な目標値を設定し、進捗管理を行いながら、本道全体の経済活性化と持続的発展につなげてまいります。

次に、物価高騰への今後の対応についてであります。エネルギーや原材料等の価格高騰の長期化により、道民の皆様や事業者の方々は大変厳しい状況が続いており、今後、冬を迎える中、社会経済活動の回復を後押しするためには、その生活や経営を支えるといった観点から、影響の軽減に向け、適切に対応する必要があると認識をしております。

道では、本年5月に策定した価格高騰等経済対策の迅速な執行に努めてまいりましたが、国では、さらなる燃料油の価格抑制策を発動したほか、先般、岸田総理から、新閣僚に対して新たな経済対策に盛り込むべき柱立てを今月中に提示し、来月中をめどに具体的な対策を取りまとめるとの考えが示されており、道としては、経済対策推進本部や各種調査を通じ、地域や事業者の方々の実情やニーズなどを丁寧に把握するとともに、国の政策動向も見据え、道民の皆様や事業者の方々の負担が軽減されるよう努めてまいります。

次に、道産水産物の流通対策についてであります。昨年の道内港からの道産水産物の輸出額が過去最高となる833億円を記録する中、最大の輸出先国である中国の輸入停止措置により、漁業をはじめ、流通・加工業などに大きな影響が生じております。

このため、道では、漁業者や中小企業者の皆様に対して、特別相談窓口を開設したほか、生産、加工、流通などの関係者で構成する協議会を立ち上げ、御意見や御要望を伺い、対策を検討するとともに、ふるさと納税や社員食堂を活用した道産水産物のPR等を「食べて応援！北海道」キャンペーンとして進めているところであります。

また、今定例会に提案している補正予算により、漁業者団体が緊急的に実施する販売促進活動への支援に加え、道内外のどさんこプラザを活用した情報発信やテスト販売のほか、輸出プロモーションなどに取り組むこととしております。

今後、水産物の一時買取り・保管や加工施設の整備など、国の支援策も活用しながら、関係者の皆様の不安が早期に解消され、安心して事業が継続できるよう、各般の対策に速やかに取り組んでまいります。

次に、アドベンチャートラベル・ワールドサミットを生かした観光振興についてであります。アジア初のリアル開催となった今回のアドベンチャートラベル・ワールドサミットは、体験ツアーや商談会を通じて、世界各国から来られた参加者の皆様に道内各地の魅力を肌で感じていただくとともに、道内の関係者にとっても、参加者から海外での経験を踏まえた貴重な情報を得ることにより、今後の取組に弾みがつくなど、大きな効果をもたらしたと受け止めております。

道としては、サミット後の取組こそが重要と考えており、今回のサミットで培った知見やノウハウを存分に生かしながら、高い要求レベルに応え得るツアー商品の造成や磨き上げ、国際的にも評価されるガイドの育成、さらには、マーケティングに基づく戦略的なプロモーションなどを通じ、本道がアドベンチャートラベルの適地として世界の方々に認められ、観光の高付加価値化につなげていけるよう、市町村をはじめとする関係する多くの方々と一体となって取り組んでまいります。

次に、観光振興を目的とした新税についてであります。道では、検討の再開後、新たに設置した懇談会において、新税の導入目的や使途の方向性に加え、そのために必要となる税制度などについて検討を進めており、先般開催した2回目の懇談会では、宿泊料金に応じた段階的定額制のイメージなどをたたき台としてお示しし、御議論をいただきました。

道としては、観光客の皆様の多様なニーズにお応えし、満足度や利便性の向上を図っていくためには、新税による安定財源の下での施策展開が必要と考えており、今回お示しした、たたき台を基に、懇談会での御議論をはじめ、道民の皆様や事業者の方々の御意見をお伺いしつつ、市町村とも十分な調整を図りながら、丁寧かつスピード感を持って道の考え方を取りまとめてまいります。

次に、保健・医療課題に関し、まず、次の感染症予防計画についてであります。今年度、道が策定する感染症予防計画では、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえながら、新興感染症等の予防や発生・蔓延時の取組として、医療提供体制の確保をはじめ、病原体等の検査能力や患者の移送体制など、今後に備えた内容を的確に盛り込んでいくことが重要であります。

このため、計画の策定に当たっては、北海道感染症対策有識者会議におけるこれまでの取組に対する検証結果等を反映することとしているほか、医療機関や関係団体で構成する北海道感染症対策連携協議会等から御意見を伺っております。

また、医療機関や福祉施設など、地域で実際に活動された皆様からも当時の状況や課題を個別具体的にお伺いするとともに、市町村や保健所など、現場の声も生かしつつ、広域分散型である本道の地域実情等を踏まえた実効性のある計画となるよう、しっかりと検討を進めてまいります。

次に、小児・周産期医療についてであります。道内の産科・小児科医師数は、近年、若干の増加傾向にあるものの、地域偏在が生じており、少子化対策の観点からも、地域における小児・周産期医療体制の確保は重要な課題と認識しています。

このため、道では、周産期母子医療センターや小児地域医療センター等と地域の医療機関が連携を図りながら、症状等に応じ、高度・専門医療に至るまでの体系的な医療提供体制を構築するほか、産科や小児科を志望する医師の養成確保を担う医育大学への支援、産科や小児科以外の診療科の医師を対象とした周産期医療や小児救急に関する研修といった、医師の方々の負担軽減にも取り組んできたところであります。

今後、総合保健医療協議会の御意見を伺い、医育大学等と一層の連携を図りながら取組を進め、妊娠、出産を望む方々が地域で安心して出産、子育てができるよう、小児・周産期医療体制の確保に努めてまいります。

次に、子ども施策の推進についてであります。北海道こども政策推進本部で実施した子ども施策の全庁調査においては、こどもファスト・トラック等の推進によるさらなる社会的機運の醸成や、道営住宅の子育て世帯の優先入居枠の拡大など、道が早期に実施可能な事業を整理したところでもあります。

道独自にできることは早期に取り組むことが重要であり、今後とも、各部局で事業の実施時期の見直しや取組強化などについて検討し、道が率先して取組を進めることで、市町村や民間企業等にも子ども・子育てに優しい社会づくりの輪を広げてまいります。

道としては、今後とも、国のこども大綱の検討状況などを注視し、地方への安定的な財源の確保を要望するとともに、創意工夫を凝らし、独自の取組を進める市町村等と連携を図りながら、地域のニーズに即した子育て支援を充実し、希望する方々が安心して子どもを産み育てることができるよう、子ども応援社会の実現に向け、全庁を挙げて取組を進めてまいります。

次に、新しいまちづくりに関し、鉄道高架事業についてであります。釧路市では、令和3年3月に釧路都心部まちづくり計画を策定し、鉄道を高架にすることにより、市街地の一体化を図り、新たな道路ネットワークを形成することで、都心部のにぎわいの創出や防災、減災にも資するまちづくりを目指しているところでもあります。

また、令和4年度からは、釧路地方総合開発促進期成会より、鉄道高架の整備について要望をいただいているところでもあります。

道としては、今年度から国の予算を活用し、釧路都心部における交通量や土地利用などの現況調査を開始したところであり、今後とも、釧路市と密接に連携し、地域の意見の把握に努めるとともに、まちづくりにおける効果や住環境に及ぼす影響などについて検討を進めてまいります。

次に、農業の担い手の確保についてであります。本道の農業、農村が持続的に発展していくためには、多様な農業の担い手とそれを支える人材の確保が極めて重要であります。新規就農者の技術習得や雇用人材の確保に向けた働きやすい就労環境の整備といった課題があるものと認識しています。

このため、道では、担い手センターを通じた就農相談や各地の研修施設への紹介、あっせんをはじめ、普及センターによる技術指導、ロボットやICT技術を活用したスマート農業の導入支援のほか、外国人の方々や農福連携による人材確保に向けた働きやすい職場づくりなどを進めております。

今後とも、関係機関や団体と一体となって多様な担い手と人材の確保に取り組みながら、本道農業・農村の振興を通じ、我が国最大の食料供給地域としての役割を果たしてまいります。

次に、文化観光に関する取組についてであります。国内外の人の流れが勢いを取り戻す中、本道の有する文化資源を最大限活用し、多くの皆様に来道いただくため、文化振興と観光との連

携の強化が重要と考えております。

道としては、北海道立総合博物館を中核とした野幌森林公園エリアの計画が文化観光推進法の拠点計画として認定されたことを契機に、北海道の独自性がより鮮明に伝わる展示資料の多言語化やデジタル化、さらには、VRやAR等を用いた体験型コンテンツの充実に取り組むとともに、北海道観光振興機構や北海道歴史文化財団など関係機関との連携を強化しながら国内外へ情報発信するなど、より多くの皆様にこのエリアを訪れていただけるよう取り組んでまいります。

次に、水素の需給拡大などについてであります。道内では、家畜ふん尿由来の水素ステーションや再エネを利用した水素製造装置の運用が開始されるほか、家庭用・事業所向け燃料電池の導入など、近年、各地の特性を生かした様々な動きが生まれております。

道としては、これまで、市町村や事業者の方々との情報共有や、環境関連イベントでの燃料電池車の展示紹介など、水素に関する理解の促進に努めてきたところでありますが、今後は、多様な水素需要の拡大が期待できる道内での実証事業に、道といたしましてもオブザーバーとして参画し、地域間の取組の連携推進を図るほか、国の実証事業の採択を目指すプロジェクトの構築支援や、水素ビジネスへの参入を促進するなど、本道が我が国における水素社会実現のトップランナーとなることを目指し、取組を強化してまいります。

次に、蘭越町で発生した蒸気噴出への対応についてであります。掘削を行っていた井戸につきましては、先月28日に埋め戻しが完了いたしました。約2か月間にわたり蒸気の噴出が継続したことから、健康被害の発生や井戸周辺の道有林への影響のほか、地元農産物への不確かな情報があるなど、住民の方々に大きな不安が生じているものと認識しています。

このため、事業者に対しては、引き続き、健康被害を訴えた方などへの対応を適切に行うよう求めるとともに、道といたしましても、蘭越町と連携し、環境モニタリング結果や外部の専門家の方々の意見を踏まえた正確な情報発信を積極的に行うなど、地域の方々に寄り添いながら、その不安解消に努めてまいります。

最後に、庁舎などにおける熱中症対策についてであります。道では、職員の執務環境を適切に管理することが重要と考えており、振興局や道立病院においては、例えば、窓ガラスの断熱改修を実施するなど、施設の機能性向上に努めるとともに、空調設備の更新などについては、各施設管理者が作成する長期保全計画に基づき、更新周期も踏まえた上で計画的に行っているところでもあります。

また、道内の学校については、熱中症対策の一層の強化などについて通知するとともに、道教委と連携し、空調設備の整備などに係る財政支援の拡充について、国に強く要望してまいります。

社会福祉施設については、熱中症警戒アラートが発表された際に各施設に注意喚起を行うとともに、運営指導時に、入所者等の適切な健康管理について確認し、必要な指導を行うほか、空調設備の整備に係る各種支援制度を周知しており、道としては、今後とも、庁舎をはじめとした各施設における熱中症対策に適切に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。
以上でございます。

○議長富原亮君 副知事浦本元人君。

○副知事浦本元人君（登壇）最初に、物価高騰対策に関し、福祉車両に対する支援についてであります。道の交通事業者の方々に対する臨時支援事業では、コロナ禍の影響による利用者の大幅な減少なども勘案し、地域住民の皆様にも最も身近な交通手段として広く利用されておりますバスやタクシーなどの車両を対象に支援を行ったところであります。

一方、福祉タクシーは、介護を必要とする方や車椅子を利用されている方々などの通所や通院等の移動に利用されており、他府県において支援の対象とした例はあるものの、道といたしましては、こうした特定目的で利用される車両につきましては対象としなかったところであります。

道といたしましては、各事業者の方々や北海道ハイヤー協会などとの意見交換を通じて、地域の状況把握に努めつつ、交通事業者の方々などにより一層の連携を図りながら、地域の実情に応じた様々な施策に取り組んでまいります。

次に、再開発事業に関し、市町村への支援についてであります。優良建築物等整備事業では、民間事業者等による良好な市街地住宅の供給や防災拠点の整備等を促すため、市町村が補助の主体として、社会資本整備総合交付金を活用し、整備費等の一部を負担しており、その負担を軽減するため、道が独自に行っておりました補助は、平成23年度を最後に終了したところであります。

道といたしましては、今後も、事業の円滑な実施が図られますよう、必要な国費の確保はもとより、国に対し、地方負担の軽減などにつきまして制度拡充を要望していくほか、市町村に対しましては、引き続き、事業実施に係る助言を行うとともに、新たに再開発事業の研修会を実施し、制度の活用に向けた説明や魅力的な地域づくりの先行事例の情報提供を行うなど、安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組む市町村を多面的に支援してまいります。

最後に、道立広域公園の整備についてであります。道では、公園施設に関する地域ニーズを把握するため、本年7月に、中標津町の道立ゆめの森公園におきまして、来園者の皆様に聞き取り調査を行い、特に、釧路地域の皆様からは、公園に必要な施設として、屋内遊戯施設やカフェ、レストランなどに多くの回答をいただきました。

今後は、調査結果を踏まえ、民間活用における採算性の確保などに向けた有効な手法を検討するため、マーケットサウンディングを実施するほか、白糠町と連携して、民間企業を対象とした候補地の見学会などを開催し、企業間のマッチング機会の創出に取り組んでまいります。

道といたしましては、引き続き、具体的な整備に向け、公園に求められる機能や整備運営のコスト削減などの検討を進め、公園を利用される方々のニーズに柔軟に応えられる、魅力あふれる公園となりますよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 副知事土屋俊亮君。

○副知事土屋俊亮君（登壇）経済対策に関し、初めに、再生可能エネルギーの導入促進についてでございますが、道では、再エネの導入とその地産地消を進めるために、コスト低減が見込まれる大規模な洋上風力の開発、導入や、再エネを大量に活用するデータセンターや次世代半導体産業などの集積に取り組んでおりますほか、新エネルギーの導入を検討している市町村などに対しまして、ワンストップ窓口で相談対応をいたしますとともに、事業の計画づくりから設備導入まで支援を行ってきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、国に対し、道内送電網や地域間連系線の増強を求めますとともに、ゼロカーボン北海道の実現に向け、国内随一のポテンシャルを有する再生可能エネルギーを最大限活用できるよう、取組を着実に進めてまいります。

次に、食の輸出拡大戦略についてでございますが、中国による輸入停止措置が本道に及ぼす影響は非常に大きいものであり、道では、今後の国際情勢の変化に伴うリスクの分散に十分配慮をし、輸出品目や販路の拡大、付加価値の向上などを内容とする次期輸出拡大戦略を検討しているところでございます。

また、輸出拡大に向けた連携体制につきましては、庁内はもとより、道などが事務局となり、国、ジェトロ、業界団体などで構成いたします北海道地域農林水産物等輸出促進協議会を設けまして、課題や取組を共有しながら、効果的な施策の推進を図ってまいりました。

道といたしましては、今後とも、関係機関などとの連携を一層強化しながら、現地の多様なニーズの把握や商談機会の提供、輸出に挑戦する事業者の方々の育成など、道産食品の海外販路の拡大に向け、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 副知事濱坂真一君。

○副知事濱坂真一君（登壇）初めに、国際交流に関し、グローバル人材の育成についてでございますが、地域の国際化を牽引する人材を育成していくためには、学校での外国語教育に加え、海外への留学や研修などを通じ、未来を担う若者に国際社会への理解促進や海外でのスキルの習得を図る機会を提供することが重要だと考えております。

このため、道では、世代に応じた取組を展開することとし、友好提携地域などへの派遣や、道教委による交換留学などを通じ、高校生の国際理解の醸成に努めるとともに、ほっかいどう未来チャレンジ基金を活用し、大学生や社会人の海外における自らの資質向上に向けた挑戦を支援するほか、今年度は、こうした取組に加え、高校生を対象にオンラインを活用した海外との交流機会を拡大するなど、地域で活躍するグローバル人材の育成に取り組んでまいります。

次に、北海道創生総合戦略についてでございますが、創生総合戦略は、総合計画に基づく重点戦略計画として、人口減少問題への対応を分野横断的に推進するための指針であり、計画で掲げる北海道の目指す姿の実現に向け、個別具体的な施策や事業の実効性の確保を図っていく必要があります。

道としては、こうした考えの下、次期戦略の策定に当たりましては、社会経済情勢の変化に的

確に対応した効果的な人口減少対策の推進を図るため、若年層や女性の道外への転出超過、札幌圏への一極集中などといった本道の実態を踏まえた人口動態の要因分析を行うこととしております。

また、直近の人口推計も反映し、道の人口ビジョンを見直した上で、今後設置するワーキンググループにおいて、これまでの取組に係る検証や課題の抽出を行うとともに、道民の意識調査やヒアリングの結果も踏まえ、本道の強みや潜在力を最大限生かした施策を重点的に展開できるよう、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）公明党、田中英樹議員の代表質問にお答えをいたします。

まず、熱中症対策についてであります。学校は児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であることから、熱中症の防止はもとより、安全、安心で快適な教育環境の確保は重要であると考えており、長期と短期の視点に立って、ソフト、ハードの両面から、気象状況の変化に応じた必要な対応を速やかに検討してまいります。

空調設備の整備につきましては、北海道公立学校文教施設整備期成会などと連携をし、引き続き、市町村立学校の空調設備整備に係る財政支援の拡充について国に強く要望をするとともに、道立学校について、国への支援策の要請とその活用を図りながら、可能な限り設置できるよう速やかに検討を進めてまいります。

次に、特別支援学校の生徒の就労支援についてであります。本道の特別支援学校の生徒の就労割合は、5年前と比較して増加をしており、このことは、子どもたちの就労に対する意欲の向上や学校における進路指導の充実、さらには、障がいのある生徒に対する地域や企業の皆様の理解が進んだ結果であると認識をいたしております。

道教委では、毎年度、経済団体や事業者の方々に対し、生徒の実習等の受入れを要請しているほか、実習先や就労先の事業者の皆様から御評価いただいている障がいのある生徒の真面目さや素直さ、粘り強さなどを理解してもらうため、経済部と連携して、特別支援学校企業向け見学会を実施するなどの取組を進めてまいりました。

道教委といたしましては、引き続き、地域や企業の皆様と連携協働した教育活動を推進し、生徒の就労促進に向けた理解啓発に努めるとともに、障がいのある生徒一人一人が必要な資質、能力を身につけ、社会の中で自立して豊かな生活を送ることができるよう、きめ細かな進路指導や職業教育の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 警察本部長鈴木信弘君。

○警察本部長鈴木信弘君（登壇）公明党、田中英樹議員の代表質問にお答えをいたします。

交通安全対策についてであります。本年の道内における交通事故については、発生件数や死者数、負傷者数は増加傾向で推移しており、特に、6月の八雲町や7月の大樹町の重大事故をは

じめ、交通死亡事故が連続発生するなど、厳しい状況であると認識しております。

このため、道警察では、交通事故の発生実態の分析等に基づく交通指導取締りや、関係機関・団体と連携した啓発活動、情報発信、道路交通環境の整備改善に努めるなど、各種対策を推進しているところであります。

道警察といたしましては、今後、秋の輸送繁忙、観光、行楽等に伴う交通量の増加を踏まえた郊外部での速度抑制や、夕暮れどきから夜間にかけての歩行者・自転車事故防止のための街頭活動の強化、さらには、レンタカー対策を含めた降雪期におけるスリップ事故防止のための情報発信など、関係機関・団体と緊密に連携した交通安全対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 田中英樹君の質問は終了いたしました。

1. 休会の決定

○議長富原亮君 お諮りいたします。

議案等調査のため、9月21日は本会議を休会することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長富原亮君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

9月22日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時17分散会